



Title	原子力の危機：関西電力役職員の金品受領問題から考える
Author(s)	上川，龍之進
Citation	阪大法学. 2020, 70(3-4), p. 119-182
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/87306
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

原子力の危機

——関西電力役職員の金品受領問題から考える——

上 川 龍 之 進

はじめに

二〇一五年七月一六日に経済産業省（経産省）が決定した「長期エネルギー需給見通し」（エネルギーミックス）では、二〇三〇年度の望ましい電源構成案として、原子力が二〇～二二％程度とされている。この方針は、二〇一八年七月三日に閣議決定された第五次エネルギー基本計画でも堅持されている。

原子力発電所（原発）の運転期間は原則四〇年とされているため、原発の新增設を行わない場合、二〇三〇年に運転できる原発は建設中の三基を含めても二三基である。これらがすべて再稼働していても、電源構成の約一五％程度にしかない。このため、原発の新增設や建て替えを行わない場合、原子力で電源構成の約二割を維持するには、一〇基程度の運転期間延長が必要となる。

ところが、二〇一一年三月の東京電力（東電）福島第一原発事故後、新設された原子力規制委員会によって、原発の運転には厳しい新規制基準が課されることになり、また住民の反発も強まったことから、原発の再稼働は順調

には進んでいない。二〇二〇年八月現在で再稼働に漕ぎ着けたのは、五原発九基にとどまっている⁽¹⁾。一方で、原発の新增設に関する議論も、世論の原発を警戒する首相官邸の意向から、先送りされている⁽²⁾。このため全電源に占める原子力の比率は、二〇一七年度で三・一％にとどまっている⁽³⁾。

かりに今後、原発の再稼働が進み、二〇三〇年度に原子力の電源構成二〇～二二％が実現されたとしても、原発の新增設や建て替えが進まないままでは、いずれ原発はゼロになる。それ以前に、原発の新增設や建て替えが進まず、さらに原発輸出も失敗続きのままでは、原発メーカーが技術力や人材を維持することは困難となる。このままでは確実に衰退する原子力を頼りにして、その代替となる再生可能エネルギーを急速に増やす方策を考えずに現状維持を続けられ、将来的には電力危機に陥る可能性すらある。これは政府のリスク管理の問題である。

原発に対する世論の不信が強いのは、東電が福島第一原発事故により未曾有の被害をもたらしたことにくわえて、電力会社と、「原子力マネー」に群がる原子力関連業界、政治家、官僚、労働組合、学界、メディア、立地自治体など、いわゆる「原子力ムラ」の癒着の構図が明るみに出たことが大きい。筆者はかつて、東電の権力について次のように論じている。

東電の権力の源泉は、電気事業法で認められた総括原価方式にあった。それによってもたらされた資金力により、巨大調達企業として経済界で圧倒的な影響力を誇るとともに、財界でも強い影響力を保持してきた。自民党の政治家には票とカネを提供することで、その力を借り、電力会社の影響力を削ぐとする監督官庁の試みを粉砕してきた。一方で、自民党に対峙する民主党にも、労組を通じて票とカネを提供し、原発推進へと向かわせた。監督官庁や原子力安全規制機関とは接待や天下りの受け入れを通じて、大学の研究者とは研究費や

寄付講座の提供を通じて、ともに癒着し、規制を骨抜きにしてきた。立地自治体に対しても、カネの力を使って原発設置への同意を得てきた。くわえて、巨額の広告宣伝費を使ってマスメディアも懐柔し、原発への批判を抑圧してきた。その圧倒的な権力に驕り、エセ市民団体を組織したほか、教育現場にまで介入して、世論操作を目論んだ。

このように東電は、一民間企業としては考えられないほどの絶大な権力を有し、それを原発推進のために行使してきた。東電が、原発の「安全神話」を作り上げ、数多くの警告を無視し続けることができた背景には、こうした権力構造があったと考えられるのである⁽⁴⁾。

福島第一原発事故から九年が過ぎた。しかし、電力会社や原子力に対する世論の不信感は根強い。東電をはじめとする電力会社は、世間から強い指弾を受けたものの、その企業体質に変化が見られないからである。

その中でも最も衝撃的であったのは、二〇一九年九月二六日に共同通信の報道配信により明らかとなった、関西電力（関電）役職員が森山榮治・元高浜町助役（二〇一九年三月に九〇歳で死去）から巨額の金品を受領していた問題である。この問題については後述するように、すでに二〇一八年九月に関電の社内調査委員会が報告書にまとめたものの、公表されていなかった（脚注では調査委員会『報告書』（平成三〇年九月一日）と記す⁽⁵⁾）。ところが、森山が死去した二〇一九年三月以降、内部告発の怪文書が出回り、メディアの知るところとなったのである⁽⁶⁾。この問題の発覚により、電力会社と立地自治体・地元有力者・地元業者との「原発マネー」を通じた不健全な関係と、電力会社の隠蔽体質が再度、注目されることになった。

この報道を受けて政府関係者からは、「原発に反対する人を勢い付かせてしまった」、「再稼働に向けて一生懸命

やっている人がいるのに」といった声が上がリ、経産省の中堅職員は、「電力業界＝隠蔽体質」という記憶をよみがえらせた。関電の罪は大きい」と述べ、原子力規制委員会の更田豊志委員長も会見で、「関係者が信頼回復に向けて努力しているなか、情けないというか憤りを感じた」と語った。さらに大手電力幹部からも、「今回の件で、福島事故後に続けてきた努力が無くなった」、「原発への逆風がますます強くなり、痛手は大きい」といった声が出るなど、原発の再稼働に悪影響を及ぼすとの見方が広がった。⁽⁷⁾

しかも関電の社内調査は、委員の半分が関電の役員であるため独立性に疑問符がつけられ、また調査の対象も二〇一一年から二〇一八年にかけて原子力部門に在籍していた一部の役員に限られ、金品を提供した森山や関連企業への聞き取りをしていないなど、不十分なものと見られた。そこで経産省の指示などを受けて、二〇一九年一〇月九日に社外の弁護士から構成される第三者委員会が設置され、再調査が行われた。その調査報告書は、二〇二〇年三月一四日にまとめられ、社内調査では明らかにされていなかった新たな事実が発覚する（脚注では第三者委員会『調査報告書』（二〇二〇年三月一四日）と記す⁽⁸⁾）。ここで関電は再び批判にさらされ、電力会社や原発への不信任が募ることになった。これは電力会社の危機管理の問題である。

本稿では、関西電力役職員の金品受領問題について、その内容および発覚後の関電の稚拙な対応を記述し、関電の稚拙な対応の原因について検討を行う。さらに、この金品受領問題が、関電にとどまらない、原子力発電それ自体の問題であることを論じる。

第一章 原発と地元対策

まず議論の前提として、原子力発電所を建設、稼働しようとする電力会社にとって、立地自治体との関係と地元

対策がきわめて重要であり、高浜町では森山が地元対策のキーマンであったことを見ておく。

第一節 電力会社と立地自治体の関係

一九五〇年代から六〇年代半ばにかけては、福井県や福島県で熱心な原発誘致運動が展開されたものの、一九七〇年代になると運転を始めた原発の相次ぐ故障やトラブルを受けて、原発立地計画には常に地域住民からの反対運動が起こるようになり、立地地域対策の重要性が増す。土地所有権・漁業権が手厚く保護されている日本では、地権者・漁業権者の反対が原発立地の最大の障害であり、土地買収をめぐる地権者との交渉と、漁業権放棄をめぐる漁協との交渉が重要であった。⁽⁹⁾

また、原発立地の市町村長および都道府県知事の同意がなければ、事業実施は困難である。法的には、原子力開発利用に関する許認可権は中央政府にあり、地方自治体にはない。だが一九七〇年代以降、電力会社が立地する市町村に協力を申し入れ、都道府県知事の同意を得ることが、通産省の省議決定によって慣行化されてきた。⁽¹⁰⁾さらに地方自治体が、事業者との間で安全協定など各種協定を結ぶことができるという慣行も定着してきた。そのため都道府県知事は、事業者に対する同意を留保したり、安全協定への署名を留保したりすることで、原発事業を中断させることができるのである。

そこで第一次石油危機に直面して原発推進を国家的課題に位置付けた田中角栄首相の主導により、電源立地促進のための電源三法（発電所の立地・周辺自治体への交付金制度を定めた「発電用施設周辺地域整備法」、販売した電力に応じて電力会社に課税する「電源開発促進税法」、それを特別会計で扱うための「電源開発促進対策特別会計」⁽¹¹⁾）が一九七四年に制定され、電源三法交付金が立

地自治体に交付されるようになった。また電力会社は、固定資産税にくわえて、匿名で寄付金を立地自治体に支払うようになる。さらに立地自治体は、法定外普通税として核燃料税を創設する。一九七六年に福井県が制定すると、他の立地自治体も続いた。⁽¹¹⁾

第三者委員会の調査報告書でも、原子力発電所の立地や運営に関して多くの許認可が必要となることや、電源三法交付金の概要、さらに高浜原発の誘致段階において関電が、「福井県及び高浜町に対して用地取得・漁業補償等に関する協力を要請し、また、当時の高浜町長が反対運動を展開する住民との協議に当たり、ようやく用地買収や漁業補償等を進めることができるようになった」こと、そして関電が高浜町に対し、一九六九年から一九九六年にかけて総額四〇億円を超える協力金・寄付金を支払ったことが説明されている。また、「原子力発電所の立地及びその運営に当たっては、地元自治体等の合意形成が極めて重要となる」とし、「原子力発電所の建設や運転に際して積極的に地元から雇用を募るとともに、原子力発電所の建設や運転に必要な物資の調達や業務の発注では、可能な範囲において、地元での調達・発注を行っている」、「関西電力によれば、原子力発電所の設置を進めるに当たっては、地元住民の理解と信頼を得ることが最大の課題であり、そのためには、地域の発展への貢献や住民福祉の向上が図られることが必須の条件であると認識しているとのことである」と記している。⁽¹²⁾

このため、強大な権力を持つ電力会社も、原発の立地自治体に対しては弱い立場となる。このことは、原発への依存度が高く、原発の安定的な運営が経営に直結する関電に、とりわけよく当てはまる。朝日新聞の室矢英樹は、関電の原発の立地自治体では、「電力会社の寄付金、国の交付金で造られた豪華な施設が立ち並び、祭りでは電力会社員が総出でボランティアをした」、「福島第一原発事故後、当時社長の八木誠氏が地元の首長、議会、業界・住民代表らに平身低頭で接する場面を何度も見た」と記している。⁽¹³⁾

第二節 電力会社の地元対策

電力会社の地元対策としては、発電所の備品を、すべて地元の商店から購入することをはじめとして、商店街や町内会のイベントに、お茶をまとめて寄付すること、さらに地元有力者や地元議員の子息を電力会社で雇用したり、選挙協力を行ったりするなどして、彼らと友好関係を築くことがあるという。さらに、ゼネコンを使って地元対策を行わせているとも報じられている。ゼネコンは、電力会社から地元対策費を上乗せした原発建設費を受け取ると、下請けゼネコンに地元対策を依頼する。下請けゼネコンは、地元の有力者や地元議員を、スナックやパブで接待したり、原発を視察するという名目で国内外に観光旅行に連れて行ったりする。さらに、選挙協力も行う。その見返りとして地元有力者や地元議員は、用地買収に協力したり、反対住民の説得を行ったりするのである。⁽¹⁴⁾

高浜町で地元対策のキーマンとして力を強めていったのは、高浜町助役を退職した後の森山であった。助役時代の森山について、森山を知る住民は、「原発を町に持ってきた功労者」、「町長よりも前に出て反対派を説得するために向き合っていた」と話していた。関電元幹部も、「森山氏は反対住民を抑えて協力した。町長なんか放り出して全部自分でやっていた」と述べ、当時を知る町議は、原発増設に批判的な住民への対応にあたる「森山氏に関電は頼り切っていた」と語る。郷土誌には森山について、「原発誘致に献身的に取り組み、住民との対話をつくし、活動実績は誠に顕著」、「人権問題の啓蒙啓発活動により町民に意識付けを行ったことは大きな意義があった」と記されている。また助役退任後の森山について、地元の有力議員は、「森山さんに頭を下げないと仕事が取れない。地元では神様扱いだった」と述べ、高浜町内の土木建築業者は、一九九〇年代には「関電の大きな仕事は森山氏を通さないと受注できないようになっていた」と語る。地元住民は、正月には森山の自宅前に、挨拶に訪れた関電関係者の車が並んでいたとし、「顔が広く、周囲の道が渋滞するほどだった」と証言している。福井県内の自治体の

首長経験者は、森山について、「行政に精通し、地元の業者の仕切り役として、関電にとつて欠かせない存在だった」、「関電と森山氏は持ちつ持たれつの関係だった」、「ウインウインだった」と話している。別の地元議員は、森山が退職後も町役場をよく訪れ、「代々の町長は頭が上がらなかった」と証言する⁽¹⁵⁾。

第二章 関電と森山榮治の関係

本章では、第三者委員会の調査報告書を基に、森山の経歴をたどりながら、関電と森山の関係について見ておく。

第一節 高浜原発三号機・四号機増設での協力関係

森山は一九二八年に生まれ、工業専門学校⁽¹⁶⁾の土木工学科を卒業後、京都府と綾部市の職員を経て、一九六九年一月から当時の高浜町長に招聘されて高浜町の職員として勤務するようになった。民生課長、総括課長兼建設課長（後に総括課長のみ）を経て、一九七四年八月に企画課長に就任している。一九七五年一〇月からは収入役を、一九七七年四月からは助役を務め、一九八七年五月三十一日に高浜町を退職している。

一九七五年前後に高浜原発三号機・四号機の増設に向けた動きが本格化する。森山は遅くとも一九七五年一月ごろには浜田倫三町長とともに、関電と高浜原発増設に向けた協議を開始し、以後、高浜町議会議員や地元住民、地元漁業協同組合に対する根回し、県知事に対する陳情を含む福井県との折衝を行っていた。浜田と森山は、高浜町議会で原発増設を擁護する答弁をたびたび行うほか、増設に反対する漁業協同組合などの地元関係者の説得に尽力したという。この際、浜田と森山は、高浜町として地域振興対策を行うとして地元関係者を説得し、関電は一九七六年から一九七七年にかけて合計九億円の協力金を支払っている。ところが、この協力金は浜田の名義の口座に振

り込まれ、その使途は、浜田、森山と地元関係者の協議を踏まえて浜田の独断で決められ、町道舗装や漁港整備などの地域振興対策や漁業振興対策の費用として支出された。このことに對して地元住民からは違法として、住民監査請求が行われたものの、監査委員はこの訴えを却下している⁽¹⁷⁾。

町役場でも森山の影響力は増していく。『朝日新聞』によると、「反論する町職員は助役室に呼びつけ、『勉強し直せ』と怒った。月一回開いた勉強会に参加しない職員らは記録に残した」。「町では畏敬の念も込めて『モンスター』と言われた。いつの頃からか陰ではイニシャルで『Mさん』とも呼ばれるようになった⁽¹⁸⁾」。一九八二年から一九九六年まで町長を務めた田中通は、「わしは森山氏から言われて手足を動かすロボットのような存在だった」、「町長室を出ると、関電社員が廊下におるんや。すると『森山さんを待っています』と」と証言する。「森山氏は町政全般を仕切り、町職員の間では森山氏のイニシャルを取って『きょうもMさん詣で』や」とささやき、報告を上げていたという⁽¹⁹⁾。

さらに関電の内部資料では、森山の関電に対する「寄与内容」が縷々記載されていた。その中には「高浜三号機の格納容器給気ダクト内での業者の圧死事故に際し、警察・地元関係者に対する無言の圧力により穩便に済ますことができた」（一九八七年四月）、「原子力関係者の町内における交通事故のトラブルに對し、素早く行動して地元から批判がでないよう措置してくれた」（時期不明）など、問題がある行為も含まれている。

その中でも第三者委員会は、詳細な事情を確認できたものとして「フナクイムシ問題」を挙げている。これは、高浜町が誘致した企業が、高浜原発近くの土地を保有し、海上の水面貯木場に木材を保管していたところ、高浜原発からの温排水の排出による水温上昇を原因として、二枚貝のフナクイムシが繁殖して木材に食害が頻発したとして、関電に賠償を求めた問題である。フナクイムシ問題は解決せず、さらに木材不況により経営状況が厳しくなっ

た当該企業は、一九八五年後半以降、約三万坪の土地と建物を関電に買い取るよう求めるようになる。しかし関電は、電気事業者として利用計画のない土地を取得することはできないとし、また町が誘致した企業を関電が救済することは事業の性格上不可能であり、各方面で諸種の問題を起こすといった理由から、土地の買い取り依頼を拒絶していた。だが、遅くとも一九八五年一月頃から森山が介入し、関電に善処を求めた結果、関電は県や通商産業省の了解といった条件が整えば土地の買い取りを検討することにした。関電は、対象の不動産について不動産鑑定を行い、一九八六年三月に総額約六億四六〇〇万円とする価格の提示を行った。これに対し当該企業は、総額一二億三〇〇〇万円とする鑑定結果を示し、その価格での買い取りを求めた。関電に一任された森山が当該企業と交渉した結果、総額一億円で関電が買い取ることとなり、一九八七年二月二〇日に土地建物売買契約が締結された。このことについて第三者委員会は、「原子力発電所の運営に関する地元企業との紛争を不動産の高額買取という不透明な手段によって解決」したとし、「その内情が世間に明るみに出れば、そもそも、高浜町において発電所を設置・運営する電気事業者として不適切な取引であったとの批判を免れ得ない取引であった」と評している⁽²⁰⁾。

一方、『朝日新聞』は、当時、関電の副社長であった内藤千百里が、二〇一四年の取材で次のように証言したと報じている。当該企業が関電に補償を求めてきたのに対し、内藤は、「温排水の補償は発電所を造るときに全部終わつとる。また補償したらエンドレスに続く」、「きりが無い。絶対に（補償名目では）カネは払うな」と部下に命じ、自ら当該企業と直談判した。内藤は、当該企業の社長との交渉で、関電が貯木場と山林を買い取することを提案したものの、両者の提示額の差は大きく、交渉は難航した。そこで内藤は、「森山さん、この男（社長）を助けたって。我々は公益事業やから、いい加減なのではない。カネは出す。山林を買い取るのに県の用地に話して」と依頼したという。「当時、国土利用計画法で二万平方メートル以上の土地取引は事前に県へ届け出る必要があり、

取引価格が周辺の状況を考慮して著しく適性を欠く場合、県は買い主に契約中止の勧告を出すことになっていた」からである。内藤は、「県に話してくれ」と森山に口利きを依頼し、森山は「無理やな。それは」と言いつつ、最後は県に認めさせた。内藤は、「脱法ですけどね」と語ったという⁽²¹⁾。

第三者委員会の調査報告書は、森山がフナクイムシ問題の処理など「関西電力の不適切な行為を少なからず見聞し、また、フナクイムシ問題においてそうであったように、自ら関西電力の不適切な行為に関与してきたものと考えられる」とし、関西電力の役職員たちは森山を「関西電力の弱みを握る人物」として認識していたとしている⁽²²⁾。ところが、土地売買契約締結直後の一九八七年二月二六日に、一九五九年に社長に就任して以降、関電に君臨してきた芦原義重・代表取締役名誉会長と、その腹心であった内藤が、取締役会で小林庄一郎会長の緊急動議により、取締役を解任される「関電二・二六事件」が起こる。芦原は、娘婿を社長にしたのをはじめとして、関電やグループ会社に親族を登用し、「会社を私物化した」と批判されていた。また内藤は、「電力の政治部長」と呼ばれ、関西の政治がらみの話はすべて取り仕切ったと言われるほどの「陰の実力者」であった⁽²³⁾。森山は、その三カ月後に高浜町を退職する。

高浜町退職後、森山は関電の役職員に対して、「一緒に増設を行った」と、芦原、内藤との関係を口にするものがあつた。内藤も森山について、朝日新聞の取材に対し、「私の時に、高浜と大飯と二つ、いっぺんにやってしまった。それができたのは私と彼と……」（一九七四年、一九七五年に高浜一号機・二号機が、一九七九年に大飯一号機・二号機が運転を開始し、一九八〇年に高浜三号機・四号機の設置許可が下りていた）、「この男とは腹を割って話ができるとなれば、とことん信用される」と語り、「今でもね、盆暮れに立派なものを送ってきます。人情に厚いわね。礼状は書きますけど、向こうの方がはるかに金持ちだから、送り返してもしょうがない」と、森山

から金品を受領していたことを認めていた。これらを根拠として第三者委員会の調査報告書は、「芦原氏及び内藤氏と森山氏との間には何らかの密接な関係があつたことが推察される」としている。⁽²⁴⁾

ちなみに朝日新聞の取材によると内藤は、原発を田滑に導入するには政界工作が重要だったとして、その一端を明らかにしている。余談になるが、引用しておこう。内藤は、社長秘書となつた一九六二年から二五年間、関電の政治担当を務め、田中角栄から竹下登まで、現職首相に対して盆暮れの年二回に一回一〇〇万円ずつ現金を渡していた。このほか、官房長官、自民党幹事長、政調会長ら実力者と野党幹部に一回二〇〇万円から七〇〇万円、年間総額数億円を渡していたともいう。「献金を重ねたのは、関電のみならず関西財界を東京と同じ地位までレベルアップしたかったからや。芦原さんはその結果、総理大臣と一対一でいつでも話し合える関係になつた」。「世の中は業者、官僚、政治家の三角関係で成り立っている。電力会社は許認可を握る官僚に弱い。官僚は大臣を務める政治家に弱い。政治家は献金と票を集める電力会社に弱い。だから、電力会社は日頃から政治家と仲良くしておく」。「政治献金はフレンドリーな関係をじわじわとつくる漢方薬。権力への一つの立ち居振る舞いや。即効性のある頓服薬では（贈収賄で警察や検察に）やられる危険性が大きい。政治家がもつたと意識しない程度に時間をかけて渡す漢方薬が大事。これは民間が長い間に学びとつた知識なの」。⁽²⁵⁾

「フレンドリーな関係」とは程遠いものの、贈収賄に問われる危険性が大きい「頓服薬」ではなく「漢方薬」が大事とする内藤の証言は、森山の金品供与のやり方を考えるうえでも興味深い。

第二節 関係企業への発注と金品供与の関係

森山は高浜町退職後、関電の紹介により一九八七年七月に関電プラント顧問に就任し、二〇一八年十二月に退任

するまで、毎年金額二〇〇万円（手取り）の報酬を受けていた。だが同社と関電は、森山への顧問委嘱の際に、森山が業務には一切関与しないとする覚書を締結していた。⁽²⁶⁾

一方で森山は、第三者委員会が認定しただけで関電の取引先四社と深い関係を持ち、関電の役員らに対して金を提供する傍ら、原子力事業本部や京都支社が管轄する工事や警備業務などについて、自らが関係する企業への発注を強く要求したり、関係する情報を事前に提供するように求めたりしていた。この四社の役員らも、森山と関電役員との会食などに同席し、関電の役員に金品を渡すことがあった。このほか別の三社についても、森山は、それらの企業の役職には就いてはいなかったものの、工事や警備業務などの発注や、発注予定額などの情報の事前提供を求めていた。その「要求は執拗かつ威圧的な方法でなされる場合も多く、時には恫喝ともいえる様態であつたという。

これに対し関電の役員らは、森山の要求に応じ、森山の関連企業に発注する個別の工事などの内容や年度ごとの発注予定額を事前に伝えたり、個別の工事や発注予定額に見合う工事などを発注することを約束して、実際に発注を行ったりした。さらに、現在または将来の工事などに関する情報（案件名、工事などの内容、発注・施行の時期、費用の概算額など）も提供していた。⁽²⁷⁾

第三者委員会の調査報告書で挙げられた取引先四社は、次の通りである。第一に、森山は高浜町退職直後の一九八七年六月から二〇一八年一〇月まで、関電の原発の定期検査などに関する工事を請け負っている「柳田産業」の相談役に就いている。報酬額は年数千万円単位だったという。また同社は、一九九〇年代前半以降、京都市中京区所在のマンションの一室を京都事務所としていたのだが、これを森山の個人事務所としていた。くわえて同マンションの最上階の一室を社宅として賃借し、これを森山の居宅としていた。第二に、森山は一九九七年三月の会社

設立時から二〇一八年五月まで、関電の原発の警備業務を請け負っている「オーイニング」の取締役に就いている。第三に、森山は、高浜町での土木建築工事を関電から請け負っている「吉田開発」から、同社の役職などには就いていないものの、総額三億円程度を受け取っている。第四に、関電から土木工事、建築工事、特殊鋼造工事を請け負っている「塩浜工業」についても、森山は役職などには就任していないものの、同社の役員が森山と関電役員との会食などに同席し、森山は同社への発注要求を行っている⁽²⁸⁾。

高浜発電所の元副所長は、森山は「助役を辞めて営業マンに変わった」と評する。高浜発電所の元所長は、「直談判で具体的に工事を求めてきたのは彼以外になかった。露骨だった」と証言する⁽²⁹⁾。森山の「恫喝」については、第三者委員会の調査報告書で次のようにまとめられている。森山は、「関西電力の役員に対して何かに沿わないことがあると、即座にかつ長時間にわたり大声で罵倒・叱責を続ける（ホテルのロビーのラウンジ等の公衆の面前で長時間にわたり大声で罵倒・叱責を続けた例もある）、関西電力の役員員の自宅に押しかけて役員員の家族の前で近隣にまで聞こえる大声で罵倒・叱責する、関電の役員員の面前で、あえてその上司に当たる者に対し激しく罵倒・叱責する、人権研修等の機会に県等の地方自治体の職員等を叱責等することで、地方自治体にも影響力があることを見せようとするなどに代表されるように、時として恫喝により相手に不安感・恐怖感を植え付け、相対的に自分の優越的な地位を確保しようとするという行動がみられた」、「また、その際には、時として原子力発電所の運営や、関西電力の役員とその家族、関西電力における地位等、様々なものに対して害悪を与える可能性を示唆するなどの行為が伴っていた」。

実例も挙げられている。高浜発電所長が幹部宛のメールで、森山から柳田産業に対する発注金額を増額するように要求されたことについて、「（伏せ字）が上手くいった『札』を示せ」と執拗に要求された、「高浜所長の長谷は嘘

つきだ」などと散々嘘つき呼ばわりされた、「あの約束を忘れるな、なんなら明日報告をしろ」、「振り回したるか」などと凄まれたなどと記している。⁽³⁰⁾

第三者委員会の調査報告書では、個々の企業への発注について詳細に検討し、コンプライアンス上の問題があったことが明らかにされている。一例として吉田開発への特命発注案件について、その「特命理由の合理性については疑問が残る」ことを指摘し、「関西電力が掲げる地元重視のために積極的に地元企業を活用していく方針自体に合理性は認められるとしても」、「本来、関西電力が自ら決定すべき発注プロセスに第三者である森山氏の意向を導入させることとなるばかりか、吉田開発に優先的に工事を発注した結果、他の取引先の受注及び育成の機会を失わせることとなり、福井県等における健全な競争関係を損なう可能性もある」、「関西電力の対応は、関西電力の発注プロセスの適切性や透明性等を歪める行為であり、ひいては関西電力の利益をも損なわせるおそれをはらんで」いるとして、「コンプライアンス上極めて重大な問題があったといわざるを得ない」と断じている。⁽³¹⁾ また、吉田開発と塩浜工業に直接発注された工事などのうち、競争発注された案件についても、関電が森山に情報提供を行った案件では、すべて両社が落札しており、その中には情報提供された金額に極めて近い金額で契約されたものもあることから、「これらの情報が有利に働き、その結果、競争発注が不適切になっていった面がある」として、「コンプライアンス上の問題があった」と結論付けている。⁽³²⁾

一方で森山およびその関係企業は、関電およびその子会社の役職員七五名に対して総額約三億六〇〇〇万円相当の金品を提供していたと第三者委員会の調査報告書は記している。確認された最も古いケースは、森山が高浜町助役を退任した直後の一九八七年六月頃に大飯発電所長の自宅を訪れ、「柳田産業を頼む」と言って五〜一〇万円分の商品券を置いていったというものである。二〇〇五年頃までの金品受領者は、高浜発電所、大飯発電所、福井原

原子力事務所（一九九四年に若狭支社に改組）の役職者が多かった。また、原子力管理部の幹部や取締役といった本店の役職者の中にも金品を受領した者がおり、京都支社（二〇一五年六月までは京都支店）の幹部も、遅くとも一九九一年頃から金品を受領するようになったという。金額は一回あたり五〜二〇万円相当が多かった。美浜町に原子力事業本部が設置された二〇〇五年以降は、高浜原発や大飯原発、京都支社の役職者に加えて、原子力事業本部の役職者や森山の対応を担った総務担当部長らも金品を受領するようになる。さらに後述するように、二〇一一年の福島第一原発事故以降、原子力事業本部の幹部に提供する金品の額は急激に増加する。一回あたり一〇〇万円以上の金品が頻繁に提供されるようになり、一〇〇〇万円の現金が提供されることもあった。

森山は、会食のときや役職員の自宅を訪問したときに金品を提供することが多かった。自宅に郵送することもあったという。直接封筒などに入れて渡すこともあったのだが、多くの場合、お茶やお菓子といった手土産の入った紙袋の底に入れていた。金品の受領を拒んだり、後に返却しようとしたりすると、「ごちゃごちゃ言うな。おれの志が受け取れないなら、原発はやめだ」と高浜の連中に言うぞ」「わしの気持ちなぜ受け取れないのか」などと激昂するため、金品を受領した多くの役職員は、森山と接点のある役職からの異動や退職などの機会に、受領した現金・商品券などを用いて、それと同額相当の品物を購入して贈ることにしていたという⁽³³⁾。

第三者委員会の調査報告書は、「本件金品受領問題は、取引先の関係者から社会的儀礼の範囲をはるかに超える金品を受領するというものであり、それ自体明らかなコンプライアンス違反である。また、本件事前発注約束等も、工事等の発注について、一部特定の取引先の関係者からの強引な要求に従って発注や事前の情報提供を行うというものであり、公益的な役割を担う電力会社の発注行為において公正さが欠ける事態になっていたというべきである」と指摘している。また、森山の金品提供の意図・目的については、「その見返りとして、関西電力の役職員に、

自らの要求に応じて自分の関係する企業へ工事等の発注を行わせ、そのことによってそれらの企業から経済的利益を得る、という構造、仕組みを維持することが主たる目的であったとみるのが自然かつ合理的である」。「森山氏による金品提供は、関西電力の役職員に対し、取引先の関係者から社会的儀礼の範囲をはるかに超える金品を受領してしまったというやましき・罪悪感を抱かせ、森山氏と関西電力との不正常な関係を露見させれば、自らの悪事も露見してしまうという、いわば共犯関係に持ち込むことを意図した『毒』でもあったと考えられる」、「上場企業である関西電力の役職員が個別的な買収工作に簡単に応ずるとは思えないがゆえに、個別の発注要求や発注との対価関係が分かるような状態で金品を提供するのではなく、ひとたび自分が工事等の発注を要求すればこれに関西電力の役職員が応じざるを得ないような仕組みを維持するために、換言すると、そのような意味において関西電力の役職員を自己の支配下に置くために、関西電力の役職員に対し長期間かつ多数回にわたり多額の金品を提供し続けてきたものと認めるのが相当である」としている⁽³⁴⁾。

次に情報誌『選択』の記事を見ておこう。これによると、森山はもともと「関電の手先」だったのだが、「関電二・二六事件」を契機として、関電経営陣を恫喝する「怪物」へと立場を逆転させたという。というのも、クーデターで芦原と内藤を追放した小林が、政界工作を一手に担ってきた内藤のような存在に権力が集中することを防ぐため、経営刷新を掲げて政界工作を各役員の分担制へと移行した結果、電源立地などの「汚れ仕事」を行う人材がいなくなり、従来の（内藤がいた）秘書部に代わって理系の技術者から構成される原子力部門が地元対応まで行うようになった。しかし、「素人」に「汚れ仕事」は難しく、地元の実力者に調整を丸投げするようになり、森山のような地元有力者の存在感が大きくなっていった。この結果、「次第に主客が転倒し」というのである。

こうした主客転倒の象徴的事例として原発警備が挙げられる。芦原・内藤の時代には、関電は親密であった大物

右翼の豊田一夫に原子力施設の立地や、それに関わるトラブル処理などを任せており、原発警備も、豊田一族が経営する「東西警備」が独占的に受託していた。だが、「関電二・二六事件」を契機として豊田との関係は見直され、同社は解散した。そこで一九九七年に森山と関電が主導して「オーイング」社を設立し、関連会社の「アイビックス」とともに、関電の原発警備を一手に引き受けるようになったという。この二社は、福井県警の天下り先になっており、福井一区選出の稲田朋美・衆議院議員（自民党）にも政治献金を行っているとい⁽³⁵⁾う。

第三節 人権研修と地方自治体での影響力

続いて森山の地方自治体での活動を見ておこう。森山は、一九七一年から二〇一八年にかけて、福井県客員人権研究員を務め、二〇〇九年から二〇一八年の間は、福井県人権施策推進審議会委員も務めた。⁽³⁶⁾

福井県は二〇一九年一月二一日に、県の顧問弁護士により構成される調査委員会が、退職者も含めた県職員三七七人を対象に調査した結果、一〇九人の職員が森山から金品をもらったり食事代を出してもらったりしていたとする調査結果を公表している。そのうち二一人は、現金や商品券、純金小判など「儀礼の範囲を超えている」高額の金品を受領しており、その最高額は二〇万円相当で、計一二二万円相当に上っている。また調査委員会は、県が吉田開発とオーイングに発注した業務契約について、森山の関連会社や遺族らには直接調査をせずに、「森山氏から請託を受けた事案、森山氏に便宜を図った事案は確認されなかった」と結論付けている。金品受領の背景として、森山は地域の人権問題を熟知する一方、「感情の起伏が激しく、対応に気を使う人物として認識されていた」、「返却しようとしたが、厳しい言葉を返され返却できなかった職員がいた」と説明された。この調査に強制力はなく、元安全環境部長は、「受け取っていた人はもっと多いのでは」と語っている。⁽³⁷⁾

また森山は、一九八七年から二〇一〇年にかけて高浜町教育委員会の委員を務め、その間、四度にわたり委員長を務めている。さらに、一九八六年から二〇一〇年にかけて高浜町都市計画審議会の委員を、一九八七年から一九九九年にかけて高浜町の人権擁護委員を、二〇〇〇年から二〇一〇年にかけて高浜町の「あらゆる人権差別をなくする審議会」の委員を、それぞれ務めている。

高浜町は二〇二〇年三月二日に、調査委員会が退職者を含む職員五六人を対象に行った調査の結果、野瀬豊町長を含む計一八人が、金品を受け取ったり、中元、歳暮のやり取りをしていたりしたとする最終報告書を公表している。一七人が三〇〇〇円から一万円程度の中元、歳暮や香典、見舞金などのやり取りをし、八人が金品を受領していた。そのうち一人は金品を返しておらず、特別職一名は一〇万円相当の商品券を受け取っていた。野瀬町長は、森山から金品を受領していたほか、オーイングからも中元や歳暮などを受け取っていた。高浜町は、両社に対する町発注の業務契約について特別監査を実施し、オーイングが受注した警備業務二件と多数の事務補助などが入札すべきであったのに随意契約だったとして、二〇一九年一月二二日に町監査委員から不適切との指摘を受けている。だが調査委員会は、関連会社への調査は実施せずに、町発注の工事・業務について、森山やその関連会社に便宜を図ったり、森山から請託を受けたりした事実は確認できなかったとした⁽³⁸⁾。

このほか森山は、高浜町に転職した直後の一九七〇年から一九七一年にかけて、部落解放同盟福井県連合会書記長・高浜支部書記長に就いている。部落解放同盟中央本部によると、森山は一九七二年にそれらの職を辞し、その後は福井県連合会や高浜支部の運営には関与していないという⁽³⁹⁾。また『選択』は、森山について、「高浜町助役を退任後の一九九〇年代には、人権活動の実力者として『Mさん』と憚られる存在だった」、「生まれ故郷で部落解放同盟高浜支部を結成、書記長を務めた。しかし、二年で解任されており、一部には『似非同和』とみる向きもあ

る」としている。⁽⁴⁰⁾

こうした森山の活動と関電とは次のように関わっている。高浜原発では、「一九七八年末、従業員間でいわゆる同和地区出身者であることを理由とした差別事件が発生し、また、一九八八年初頭、業務を受託していた関西電力の協力会社の従業員が同和地区出身者に対する差別発言をし、これに対して部落解放同盟高浜支部から問題提起がされるといことがあった」。そこで関電は、「従前より人権研修を実施していた」ものの、「人権に対する問題意識を更に向上させるために」、一九八八年から原発関連の要職に就いている役職員を対象とした人権研修を開催することにした。すると一九八九年八月に森山から、関電で福井県・法務局も関与した同和研修会を開催したいとの要請があった。以後、年に一回、人権研修を実施しており、森山は二〇一七年まで研修の講師を務めた。

人権研修には、関電の取締役、原子力事業本部長、執行役員ら重役が出席し、福井県からは副知事らが来賓または講師として出席した。第三者委員会の調査報告書では、この人権研修を通じて、森山は「先生」としての地位を関電役職員の間で築くことになったとし、また関電役職員たちに対して、副知事など福井県の要職にある人物を招聘する影響力を持つことを見せつける機会にもなったとしている。さらに森山は、関西電力の高位の役職者を出席者の面前で罵倒・叱責することもあったといい、「役職員の間で、森山氏に対する畏怖の念を醸成する一因となっていた」ともしている。⁽⁴¹⁾

また『選択』によると、人権研修は次のようなものであったという。「福井・京都の拠点から集められた二十～三十人の課長級社員を前に冒頭、森山が同和問題の歴史や差別行為について解説する。そのあと、所長級の幹部三人が与えられたテーマについてレポートを発表する形式だった」。「森山はその所見を聞きつつ、『君の考えはどういうことや』と必ず揚げ足を取ったという。それに答えられないと、机を叩いて激昂した」。「差別や！自己批判せ

い。「部下たちの目の前で面罵されるのである」⁽⁴²⁾。

「先生」の地位を築いた森山に対し、関電は異様な対応をとっていた。「原子力事業本部や高浜発電所等において一定の役職に就任した従業員は、森山氏に対して就任の挨拶や時候の挨拶等をしなければならないものとされており、この慣習については、前任者から後任者に対して引継ぎが行われていた」。「森山氏は、度々、ホテルのレストランや日本料理店等において、関西電力の役職員と会食を行っていた」。この会食には吉田開発、柳田産業、オーイング、塩浜工業の各役員が同席することがあり、「会食の費用は関西電力が負担し」、「会食に出席する関西電力の役職員は、各自、数千円程度の手土産を持参し」た。この会食の席で、森山や関係企業の役職員が、関電の役職員に対して金品を提供することがあったという。

また、「毎年、原子力事業本部の手配により、森山氏の誕生日会や花見等の行事が開催されており」、「関西電力は、これらの行事の費用を負担するほか、毎回、森山氏に対して手土産（数千円程度）や誕生日プレゼント（一、二万円程度）を渡していた」。関電の接待交際費として記録されているものに限っても、こうした会食や行事は二〇〇九年から二〇一七年の間で四二一回行われ、八九五二万三千六円が費やされている。さらに関電の役職員は、森山の提案を受けて、森山との旅行も実施していた。その中には、他の電力会社の原発や核燃料サイクル施設の見学を目的とするものもあり、この場合、福井県の職員らが参加することもあったという⁽⁴³⁾。

会食について京都支店の元幹部は、京都市内の料亭で行われる「会食の場合には森山氏お気に入りの芸妓を呼ぶのが通例だった」と振り返り、元若狭支社長は、「支社に（調査報告書に示された接待額を出せるほどの）権限はない。これほど頻繁に、ケタ外れの接待を続けるには、本店の立地部門が認めない限り、ありえない」と証言している⁽⁴⁴⁾。

また『朝日新聞』は、関電大飯原発の警備担当者の次のような証言を伝えている。正門の警備員は「森山さんが来たらノーチェックで通すように」と指示を受けており、原発内の電話には、何も知らない従業員がぞんざいな対応をしないように「森山注意」の貼り紙がされていたという。⁽⁴⁵⁾

第四節 福島第一原発事故後の関係強化

森山の金品提供について気になるのは、提供される金品の額が、当初は概ね一〇万円以上であったのだが、二〇一一年の福島第一原発事故後には、「一回あたり一〇〇万円以上の金品の提供が頻繁に行われるようになり、その中には一〇〇〇万円もの現金が提供される異常な事態が生じていた」ことである。なお、こうした「非常に高額な金品は原子力事業本部の幹部に対してのみ提供されて」おり、各発電所や京都支社の役職者に対しては、一回あたり数十万円程度であることが多かった。

一方、関電から吉田開発に対する直接発注の発注金額は、それまで概ね一〇〇〇万円台から四〇〇〇万円台（二〇〇六年度は七〇〇〇万円台）であったところ、二〇一五年度以降、一億円を超えるなど、急激に増えている（これとは別に関電子会社を通じた間接発注もある）。またオーリングに対する直接発注についても、「二〇一二年度は約二二億円であったところ、その後急増し、二〇一七年度には三八億円を超えている」（これとは別に関電子会社を通じた間接発注もある）。これは関電によると、吉田開発については、「新規制基準に基づく安全対策工事のため、高浜発電所構外の土地を整備する必要がある、そのための工事を吉田開発に発注した」からであり、オーリングについては、「新規制基準を受けて警備員を増加したほか、各種安全対策工事等に必要な車両、要員、物資等の出入管理を行うための警備員を増員した」からだという。

このことから第三者委員会の調査報告書は、新規制基準への対応のため、土木建設工事などの発注の増加が見込まれたのと時期を同じくして、金品の額も急激に増加したと論じている。⁽⁴⁶⁾

ただ、関電がまともな企業であれば、この時期は、森山との関係を見直す絶好の機会であった。というのも、福島第一原発事故により、「原発利権」と「原子力ムラ」の不透明な癒着関係に批判の目が集まっていたからである。さらに森山については、原発事故後にベストセラーとなった二〇一一年一月発行の『別冊宝島一八二一号 原発の深い闇2』で、高浜町の原発利権に君臨していると名指しされ、その邸宅の写真まで掲載されている。当該記事には、今から見ると誤りと思われる記述もあるのだが、森山について、「助役を辞めた後も、長年にわたって町教育委員に就任。この間、教育委員会委員長を何度も歴任し、町の人事に介入してきたといわれている」、「町や教育委員会に対する糾弾闘争の先頭に立ってきた人物だ」、「助役を辞めた後、関西電力の協力会社の非常勤顧問に就任。原発利権でも蠢いてきた」と記されている。また真偽は不明なのだが、次のようなエピソードも紹介されている。

「今から三〇年以上前の一九七八年。高浜原発三、四号機増設のため、関電は町や漁業協同組合に九億円の協力金を出した。当時、町は関電と交わした覚書の公表を拒否したため、その使途について、疑惑が持ち上がった。その際、当時助役をしていた森山氏の落とした手帳に、関電から受け取った協力金は九億円ではなく、二四億円と書いてあった——とことが、町議会の有力者の証言で明らかになった。しかし、この巨額原発マネーは、今も行方知れずだ」⁽⁴⁷⁾。

このような癒着関係の一端が公表されたにもかかわらず、関電は森山との関係を断つことはできなかった。『朝日新聞』は次のように説明する。「二年の東京電力福島第一原発事故以降、発電量の四割超を原発に頼ってきた関電の経営は一気に苦しくなった」。「美浜、高浜、大飯の福井県内三原発は、すべて停止。代わりに動かす火力発

電所の燃料費がかさみ、一二年三ヶ月から四年続けて赤字に陥った。社員の賞与ばかりか基本給まで削り、二度の電気料金の値上げで世間から非難を浴びた」。「原発の再稼働は最優先事項。担当する原子力事業本部の活動に水を差す行為は社長といえどもためらうような雰囲気蔓延していった」。このため、「森山氏の機嫌を損ねるのはタブーとされ」たのである。ある幹部は、「自分の行動で地元との関係が壊れ、稼働が立ちゆかなくなれば未来永劫語り継がれる『戦犯』になってしまう」と語っている⁽⁴⁸⁾。

さらに高浜原発は、プルトニウム・ウラン混合酸化物（MOX）燃料を使ったプルサーマルの実施に踏み切っていた（三号機は二〇一一年一月からプルサーマルでの営業運転を開始しており、四号機は二〇一七年六月に開始した）。プルサーマルに対しては、安全性への懸念から世論の反対も強く、高浜町でも二〇〇〇年には住民団体から住民投票条例の制定を求める直接請求がなされている⁽⁴⁹⁾。プルサーマル発電の実現のため、関電は森山の協力が欠かせないと考えていたという⁽⁵⁰⁾。

また朝日新聞の多賀谷克彦は、関電が森山との関係を断つことも公表することもできなかった理由について次のように論じる。「それは原発事業が関わっていたからだ。関電の電源は今も原発が三割を占め、他電力と比べても高い。原発の建設コストは莫大だが、稼働後の燃料費は火力よりも大幅に低い。高浜三、四号機が稼働しないと、収益が一カ月で九〇億円ほど悪化する」、「実際、東日本大震災後の原発停止は関電の経営を直撃した。再稼働には地元の同意が欠かせず、原発を『人質』に取られて癒着が続き、巨額の安全対策工事の発注がぐんだ。公表を避けたのも、世論の反発が再稼働に影響することを恐れたからではないか。原発を『重要な電源』とする国のエネルギー政策も揺るがしかねないとの『負の連鎖』が頭をよぎったのだろう。まさに歴代経営陣の保身であり、私物化だ⁽⁵¹⁾」。また関電の調査委員会『報告書』でも、「とりわけ東日本大震災後、原子力発電所の早期再稼働を実現するこ

とが喫緊の課題となり、各発電所において大規模な安全対策工事を進展させている中で、森山氏への対応の頻度は多くなっていた」と記されている。⁽⁵²⁾コンプライアンスよりも収益、すなわち原発の再稼働が優先され、地元の同意を得るために森山との関係は必要とされたというのである。

そして森山も、原発と金品受領という関電の弱みを突いてきた。ある関電の元役員は、森山の関連企業への行き過ぎた発注が他の企業とのバランスを崩すと考え、森山に直言したことがあったという。森山は、「お前らに渡してきた物を返せ」、「むしろ旗を立てて原発を封じ込めるぞ」と声を荒げた。その後、森山の関連企業の売り上げは一時下がったものの、再び上昇した。元役員は、「（関電が）屈した」と思ったという。また、若狭支社幹部も、森山の関連企業の売り上げが突出し、他の地元企業から苦情が出たため、関電本店に報告を上げたものの、「おとなしくしておけ」と言われたという。この幹部は、「本店は森山氏を怒らせてしまつては、原発の運営がおかしくなると恐れていた」と語っている。⁽⁵³⁾このほか複数の元役員・幹部も、森山の関連企業への発注増を求められ、拒むと「発電所を封じ込めるなどと脅された」と証言し、ある元役員は、「高浜三、四号機の増設に貢献した地元有力者で特段の配慮が必要だった」、森山への特別扱い「原発を安定的に動かすためだった。便宜にほかならなかった」と語っている。⁽⁵⁴⁾

さらにある元役員は、森山が法曹界に進んだ親族のことを持ち出して、「（親族に）聞くとね、仕事関係で金品をやりとりしたら贈収賄でアウトやうて言うてましたわ」と言ってきたと証言している。「関電の役員が金品を受け取り、それは犯罪に当たるのではと、言外ににおわせてくるんだ。これはまずいと思った」。⁽⁵⁵⁾

ただ森山が原発の運営を妨害することについては、第三者委員会は疑問視する見解も示している。森山は、「原子力発電所の運営に関わる関西電力の取引先において一定の地位を有しており、原子力発電所が稼働することは森

山氏の利益にもかなうことであつたから、冷静に見ると、森山氏が関西電力にとって知られてはならない情報を有していたとしても、現実には原子力発電所の運営の妨害に出るかは甚だ疑問である」。また、「時間が経つにつれて」、「森山氏が知られてはならない関西電力の情報を握る人物であるとの認識も薄らいでいくことになる」。それゆえ森山は、「関西電力の役職員に対し多額の金品の提供を続けることで、新たに関西電力の知られてはならない情報を作成していった」。多額の金品受領が明らかになれば、「関西電力が社会から大きな批判を浴び、原子力発電所の運営が揺るがされかねない」からである。⁵⁶⁾

第三章 問題発覚後の関電の対応

本章では、税務調査をきっかけに関電と森山の異常な関係が明るみになる過程と、それに対する関電の対応を見ておく。

第一節 社内調査委員会の調査

関電と森山の異常な関係が明るみになるきっかけとなつたのは、二〇一八年一月に国税庁金沢国税局が、吉田開発に税務調査に入つたことである。そこで同社から森山に約三億円の手数料が渡つていたことが明らかになり、さらに森山の自宅からは関電幹部への金品供与を記したメモが見つかった。⁵⁷⁾ 一月三〇日には、吉田開発の幹部から関電の原子力事業本部の幹部に、税務調査が行われているとの報告が入る。これを受けて二月五日に鈴木聡・原子力事業本部副事業本部長が、森山から受け取った金品の取り扱いについて関電の顧問税理士に相談し、返却の努力をすべきとの助言を受けた。そこで二月七日に鈴木は、森山に金品の返却を申し出たものの拒絶される。二月一三日

には豊松秀己・原子力事業本部長が森山と面談し、自身が二〇一七年一〇月から一二月までの間に手渡された現金の返却を打診すると、森山は承諾して受け取った。新たな金品の提供もなかったことから、金品の返却が可能との感触を得た豊松は、二月一七日には自身と八木誠会長、岩根茂樹社長、森中郁雄・原子力事業本部長代理、鈴木聡・原子力事業本部副事業本部長、大塚茂樹・同副事業本部長が受領していた金品をまとめて森山に返却した。このとき返却されたのは、現金四六〇二万円、商品券二七七〇万円分、米ドル一二万五〇〇〇ドル、金貨などであった。豊松は二三日にも、柳田産業の役員を通じて、自身が受領した未返却の金品をまとめて返却している。このとき返却されたのは、商品券三五〇万円分、コイン一五六万円分、米ドル一一〇万円分、金杯などであった。

二月二〇日以降、関電に対する金沢国税局の調査が始まり、多数の役職員に対して事情聴取が行われた。これを受けて三月から関電は、総務室法務部門（コンプライアンス部門）による社内調査を開始し、さらに六月二二日には副社長と常務二名、コンプライアンス委員会の社外委員（弁護士）三名の六名からなる調査委員会を設置して社内調査を進めた。委員長はコンプライアンス社外委員で、元大阪地方検察庁（大阪地検）検事正の小林敬弁護士である。関電は八月二日付で岩根茂樹社長名義の調査結果の報告書を金沢国税局に提出し、原子力事業本部の幹部四人（豊松、森中、鈴木、大塚）が、見解の相違はあるものの金沢国税局の指摘を踏まえて修正申告を行う予定である旨を報告した。その後四人は修正申告を行い、追加納税を行っている。社内調査委員会は、九月一日付で報告書を提出した。⁽⁵⁸⁾

その報告書では、調査対象者二六人のうち二〇人が、森山やその関連企業から現金、商品券、米ドル、金貨等の金品を渡されていたと認定した。また、金品を渡された者の多くは返却の申し出を行ったものの、森山は、「お前、誰に向かって言うてんねん、そんなこと言わんと受け取れ」、「なぜワシの志であるギフト券を返却しようとするの

か、無礼者。ワシを軽く見るなよ」と激昂されるため、その機嫌を損ねて関係が悪化し、原子力発電所の安定的な運営に支障が生じるのを懸念して返却をあきらめざるを得なかったとした。さらに森山と関係の深い取引先企業として、吉田開発との取引にのみ焦点を絞って検討を行い、森山に対して発電所に関する情報や実施の見通しを得た工事に関する情報など、様々な情報を幅広く提供してはいたものの、それが工事発注プロセスや発注額に悪影響を与えたケースはなかったと認定した。

それでは、なぜ森山は多額の金品を提供していたのか。その理由について、社内調査委員会の報告書では、森山は「金品を渡す際に、工事発注等、個別の案件に関して要求することではなく、むしろ自己顕示欲を満足させるために」、自己の権威の誇示（多額の金品を渡すことで自分を大きく見せようとしていた）、自己の価値観による礼儀の実践、人的ネットワークの維持（周囲から人が離れるのを止めようとしていた）などを目的として、無理矢理金品を押し付けていたとした。また対応者の認識も、「金品は押し付けられ、やむを得ず預かったものであり、後日返却する意図で保管していたもので」、しかも「情報提供日に限らず面談時にはかなりの頻度で金品を持ってきたことから、情報提供と金品との間の連関は意識して」いなかったとした。そのうえで、情報提供は「地元有力者への情報提供という会社方針の一環として行われてきており」、情報提供が金品の見返りとして行われたものとは認められないと断じている。

よって報告書の結論としては、役職員が金品を受領していたことは、コンプライアンス上、不適切との評価は免れず、また森山に対して工事概算額や発注先を事前に伝えていたことは、コンプライアンスの観点からは不適切な面があると言わざるを得ないとしつつも、原発立地地域の有力者の理解を得るために適宜、情報を提供すること自体は問題がなく、また情報提供も金品の見返りとして行われていたわけではなく、工事発注プロセスや発注額につ

いてもコンプライアンス上、問題となる点はなかったとしている。⁽⁵⁹⁾

この社内調査委員会の調査について、後に第三者委員会の調査報告書は、税務調査により問題になる期間が過去七年であることから、二〇一一年以降に関係する地位にあった者に調査対象者を限定しており、その時間的範囲、人的範囲が十分ではなく、またヒアリング調査の裏取りも行われていないなど、不十分なものであったとしている。⁽⁶⁰⁾これに対し第三者委員会では、関電の役職員および元役職員一九七人と、高浜町関係者や取引先企業の関係者一七人にヒアリングを実施したほか、関電グループの役職員および元役職員六〇五人を対象にした書面調査、電子メールやパソコンのデータなどを収集・復元・解析するデジタル・フォレンジック調査、関電グループの役職員および元役職員を対象としたホットライン調査、関係資料の調査など、より大規模な調査を行っている。⁽⁶¹⁾とりわけデジタル・フォレンジック調査により、関電社内の調査委員会では工事発注プロセスや発注額に悪影響を与えた事例は認定されなかったとされたものの、実際には森山が関電の役職員に対して特定の企業への発注などを強引に要求し、関電の役職員がそれに応じた事例が多数存在したことが判明したとしている。⁽⁶²⁾

そのうえ森山の金品提供の意図についても、「このような多額の金品を見返りがないのに配ることは通常ありえないことであり、単に『権威の誇示』や『礼儀の実践』のためなどと評価することは到底できない」と、社内調査委員会の主張を強く否定している。⁽⁶³⁾

さらに興味深いことに社内調査委員会の報告書では、森山の特異な人物像が強調されている。森山に対応する役員・社員の引継ぎでは、次のように伝達されていたとする。「森山氏は、高浜町、福井県庁、福井県議会および国會議員に広い人脈を有しており、福井県の客員人権研究員として、原子力事業本部が主催する幹部人権研修に福井県幹部を招聘している。その場では福井県幹部も森山氏を丁重に扱う一方、森山氏が県の職員を叱責することがあ

るなど、福井県との関係も特別な者である」。「森山氏は、原子力立地町の有力者として、当社に対し、地域対応上の助言・協力をしている。一方で、森山氏の機嫌を損ねると、森山氏が、地域での様々な影響力を行使し、発電所運営に支障を及ぼす行動に出るリスクがある」。「森山氏は、些細なことで急に怒り出し、長時間にわたって叱責・激昂することが多々あるなど、感情の起伏が大きく対応が非常に難しい人物であるが、対応者は、森山氏をできる限り丁寧に扱い、機嫌を損なうことなく、良好な関係を構築・維持する必要がある」。

関電の森山に対する異様な対応についても記される。「森山氏に対しては、過去からの慣例で、当社幹部が多数出席し、年始会、お花見会、お誕生日会等を開催することとしており、対応者は、これらの供応接待を森山氏に失礼のないよう円滑に実施する必要があった」。「対応を行っていく中で、森山氏からは、以下に述べるような様々な叱責・罵倒・恫喝の言動があったが、対応者は、原子力発電所の安定的な運営のためには、森山氏の機嫌を損ねて関係を悪化させるのは極力避けたいという気持ちをもっていたことから、苦痛・恐怖・緊張を感じながらも、抗議を控え、森山氏の機嫌を損ねないように慎重に対応していた」。

それから森山の言動が詳細に記述される。「対応者に対し、頻繁に面会を要請し、面会時間が長時間に及ぶことが多々あったほか、対応者からの連絡が暫く途絶えたり、休日であっても電話がつかなくなったりすれば激怒した」。「少しでも意に沿わないことがあると、急に激昂し、『無礼者！』『おまえは何様だ！』『横着者！』『お前みたいな者がわしに齒向かうのか』『ごちゃごちゃ言うな』と長時間にわたり叱責・罵倒することが多々あった」。さらに、様々な恫喝が列挙される。「発電所運営の妨害を示唆する恫喝として、『お前とも関電とも関係を断ち切る。

(約二一文字黒塗り) 発電所を運営できなくしてやる。』といった発言があった。また、高浜三・四号機増設時に関電経営トップと何度も面談し、増設に関して依頼を受けたと話していた。森山氏は、その際、当社の経営トップ

から受け取ったという手紙やはがき等を保管しており、『発電所立地当時の書類は、今でも自宅に残っており、これを世間に明らかにしたら、大変なことになる』などといった発言があった。『人事異動や解雇に影響を及ぼすことを示唆する恫喝として、『お前のいい加減な仕事ぶりを社長に言ってやる。今すぐ、この電話を社長につなげ。ぐずぐずするな。早くつながんかい。』『お前なんかいつでも飛ばせるし、何なら首も飛ばすぞ』などといった発言があった。また、社内では過去の伝聞情報として、森山氏からの圧力に耐えかねて、対応者の中には、うつ病になった人、辞表を出した人、すぐに左遷された人などがある、などの話が伝えられることがあった。『自身やその家族の身体に危険を及ぼすことを示唆する恫喝として、『お前の家にダンプを突っ込ませる』などといった発言があった。また、社内では過去の伝聞情報として、対応者が森山氏から『お前にも娘があるだろう。娘がかわいくなのか?』とすごまれた、別の対応者は森山氏のあまりに激しい恫喝の影響もあって身体を悪くし半身不随となった、その対応者は身の危険もあることから経緯を書いた遺書を作って貸金庫に預けていた、などの話が伝えられることがあった⁽⁶⁴⁾。森山にひれ伏す「被害者」として関電は描かれたのである。

さらに報告書の末尾には、調査委員会の小林敬委員長による「小林弁護士所感」が記されている。ここで小林は、関電の会社としての問題点は指摘しつつも、コンプライアンス上の深刻な問題とは認めず、役職員たちに同情的な姿勢を見せている。「関電関係者が金品受供与を容認したり、是認したりしたことはないとする供述は、素直に真実であると判断される」。「のみならず、森山氏から押しつけられる金品につき、会社での対応を希望したものの、先輩や上司から個人で対応するほかないものだ」と指示されたため、原発の再稼働への悪影響などを恐れる事情もあって、森山氏との関係断絶などの強い態度に出ることに躊躇を覚え、結局、供与された金品すべてに日時などをメモしてこれを特別に保管した上、わざわざ貸金庫を借りるなどしたり、別の品物で返還してその領収書を逐一保

存したりするなど、不本意な形ではあっても誠実な対応を続けた挙げ句、税務当局との関係でも多額の出捐を余儀なくされた担当者らの境遇には、むしろ同情さえ禁じ得ない」。「なお、森山氏へは、予定工事などの情報提供という便宜供与がなされているところ、これらは基本的には、森山氏の自己顕示欲を満足させるための形式的な情報提供であり、厳密に言えば、不適切な面もあるが、金品提供の対価的な意味あいはなく、深刻な問題とまでは認め難いが、森山氏への過度な待遇が継続した結果であり、前例踏襲の会社風土の欠陥として同様の非難は免れない」⁽⁶⁵⁾。

第二節 金品受領問題の隠蔽

金品の受領や事前の情報提供については、コンプライアンス上、不適切な面はあったとしても、事前の情報提供は金品の見返りではなく、工事発注プロセスや発注額にも悪影響はなかったとした報告書がまとめられ、二〇一八年九月一四日に岩根社長に提出された。それを受けて九月中に岩根茂樹社長と八木誠会長は森詳介相談役に相談し、この問題を公表しない方針を決めた。その理由は、コンプライアンス上、不適切な面はあったものの、違法性までは認められなかったことと、森山が存命中で、原子力事業運営を妨害されることを懸念したことであったという。さらに一〇月には、一〇月二六日の定例取締役会を前に再び三者で協議を行い、この問題を知る関係者が増えると情報漏洩のリスクが高まるとして、取締役会では報告せず、社外取締役を含めた個々の取締役に報告しないことを決めた。

一方、社内調査を担当したコンプライアンス担当の月山将・常務執行役員は、岩根や八木らの判断を知らずに、一〇月一日に八嶋康博・常任監査役に報告を行う。一〇月四日に八嶋は岩根と面談し、監査役への報告が遅いことに苦言を述べ、詳細な情報を提供するように要請した。それから八嶋を含む三人の常任監査役は、資料を確認すると

ともに、三回にわたって月山らに対してヒアリングを行う。調査委員会の報告書と金品受領問題の内容を把握した八嶋は、四名の社外監査役に対して個別に事実関係を知らせた。そのうえで監査役会は、一月二十六日付で監査結果を取りまとめた監査レポートを作成する。監査役会は、問題発覚後の関電の対応について、「概ね妥当」と結論づけた。監査役らは、監査役が独自に取締役会に報告する義務まではない事案であると認識し、取締役会には報告しなかった。⁽⁶⁶⁾

この理由について監査役らは、「社内調査報告書がコンプライアンス上問題があるが違法ではないとの整理をしていたこと」と、社外監査役で法曹資格を有する土肥孝治・元検事総長にも「監査役としては取締役会へ報告しなくてよい旨を確認した又は確認したと常任監査役の八嶋氏を通じて聞いたことから、監査役としては取締役会へ報告しなくてもよいのではないかと考えた」などとしている。この点について第三者委員会の報告書によると、土肥はヒアリングの際に、八嶋から「コンプライアンス上問題であるけれども違法ではない以上取締役会へ報告しなくてよい」と提案の形で聞かれたことにに対し、それはまず会長、社長といった執行部が検討し判断すべきことという趣旨で賛同したが、その前提として、社内で調査委員会が設置され調査報告書が作成されるほどの対応がされている以上、社内、社外を問わず全ての取締役会に報告されている状況にあるはずだと考えていた旨を述べており、八嶋氏の認識とは若干の差異が生じている」という。また監査役らの認識としては、「本件問題について執行部から取締役会に当然報告されるものと思っていた」としている。しかし第三者委員会報告書は、「監査役は、その後の取締役会に出席しており、本件問題が取締役会に報告されたか否かは把握しうる立場にあったにもかかわらず、その後、監査役（会）として、執行部から取締役会への本件問題の報告の有無を注視し、報告がなされていないことを問題として指摘するなどといった対応をとった事実認められない」として、「本件問題について『著しく不当な

事実』として取締役会に報告すべきであった」と結論づけている。⁽⁶⁷⁾

結局、森と八木と岩根が決めた通り、この問題と調査委員会の報告書について、執行部から取締役会や社外取締役を含む個々の取締役に報告されることはなかった。このことについて第三者委員会の報告書は、「企業不祥事に對するガバナンスが全く機能していない」と厳しく批判している。⁽⁶⁸⁾

社内調査委員会の報告書を受けて、九月二五日に八木会長と豊松・原子力事業本部長には報酬月額の一割を二カ月返上、岩根社長には報酬月額の二割を一カ月返上、森中郁雄・原子力事業本部長代理、鈴木聡・原子力事業本部副事業本部長、大塚茂樹・同副事業本部長には嚴重注意の社内処分が下された。ところが二〇一九年六月二一日開催の株主総会および取締役に、森中は新任取締役に選任され、常務執行役員・原子力事業本部長代理から副社長執行役員・原子力事業本部長に、鈴木は執行役員・原子力事業本部副事業本部長から常務執行役員・原子力事業本部長代理に、大塚は執行役員・原子力事業本部副事業本部長から常務執行役員に、それぞれ昇進したのである。

また豊松は、取締役に退任したものの、翌二二日付で原子力関係を委嘱業務とするエグゼクティブフェローに就任した。その報酬は月額四九〇万円で、それには、金品受領問題での修正申告で支払った追加納税の補填分（月額三〇万円）と、過去の経営不振時の役員報酬カットに対する補填分（月額九〇万円）が含まれていた。

実は、豊松ら四人が支払った修正申告の追加納税については、森、八木、岩根が話し合い、四人が役員を退任したときに会社の経営が順調であれば、五年間かけて会社が負担することを決めていた。⁽⁶⁹⁾さらに、東日本大震災後に原発が停止した影響で、二〇一二年三月期決算が赤字となったため、関電は役員報酬の削減を始め、二〇一九年六月まで最大七割削減している。この間、関電は二〇一三年五月と二〇一五年六月に電気料金を二度値上げし、社員の基本給や賞与も削減していた。こうした対策で黒字化のめどがついたことから、二〇一五年に森会長（当時）と

八木社長（当時）が、業績回復後に、それぞれが役員を退任してから一定の報酬を支払うことで補填することを決めていた。役員は退職後に嘱託として会社に残る慣習があり、役員報酬は人事・報酬等諮問委員会で決められるものの、嘱託は、その対象外であり、外部からは認識できない。その「月給」に削減分の一部を上乗せして支給することにしたのである。実際に二〇一六年七月から二〇一九年一〇月に退職した一八人に計二億六〇〇〇万円が支払われており、森相談役も当初から補填分を受け取っていた。⁷⁰⁾

これには『朝日新聞』も社説で、「電気料金値上げを強いられた消費者、そして給与や賞与を減らされた関電従業員への背信であり、社会をあざむく行為である。電力供給を担う公益企業の統治の根幹が厳しく問われている」、「経営首脳の規範意識のなさ、会社法など各種法令の抜け道を探って企業統治を形骸化させる行いに、言葉を失う」と断罪している。⁷¹⁾

第三節 通用しなかった関電被害者論

二〇一九年九月二六日の共同通信の報道配信により、金品受領問題が明るみに出たため、翌二七日に岩根社長が記者会見を行う。岩根は、八木会長や自らを含めた役職員二〇人が、計三億二〇〇〇万円分の金品を受け取っていたことを発表した。岩根は、「受け取りを拒んだり、返却を申し出たりしたもの、強く拒絶されるなど返却困難な状況があった。返却の機会をうかがいながら、一時的に個人の管理下で保管していた」、「受け取った金品は儀礼の範囲内をのぞいて返却した」、「見返りはない。発注も適切だ」と釈明し、社内処分も行ったと説明したものの、詳細については「差し控える」とした。「見返りとなる対価的行為はない」として、自らの引責辞任は否定した。処分を公表しなかったことについては、「不適切だったが、違法な行為ではない」からだとし、社内調査委員会の

報告書についても、「個人情報が入っているので現時点では公表は考えていない」と述べた。⁽⁷³⁾

八木会長は二八日に朝日新聞の取材に対し、二〇〇六年六月に原子力事業本部の本部長代理に就いたときから金品を受け取っていたことを認める。だが、二〇一〇年六月に社長に就任して以降は森山と面会しておらず、金品も受け取っていないと説明した。また、森山と関係がある会社への「便宜供与は一切ない」とし、「原子力を動かすには地元の協力が欠かせない。先生は地元で大変な有力者で、(金品を)とても返せるような状況でなかった」と釈明した。⁽⁷⁴⁾三〇日にも報道陣の取材に応じ、「関電の会長として再発防止対策をしっかりとやる。岩根社長も含め、各団体の役職も従来通りだ」と、自らは関電会長と関西経済連合会(関経連)副会長を、岩根は関電社長と電力事業連合会(電事連)会長を統投する考えを示す。⁽⁷⁵⁾

しかし、当然ながらこれで済むはずはなく、関電は厳しい批判にさらされる。菅原一秀経済産業大臣は二七日の会見で、「事実だとすれば、極めて言語道断」、「大変な問題だ。他にも類似の事例がないかなど徹底した調査を行う」と発言した。これを受けて資源エネルギー庁は、関電の幹部数人を呼び出し、事情聴取を始める。杉本達治・福井県知事も同日、「重要な公益事業を担う企業のコンプライアンスのあり方として極めて遺憾。国民・県民に対し事実関係を明らかにし、しっかりと説明責任を果たす必要がある」と語った。⁽⁷⁶⁾関電の筆頭株主である大阪市の松井一郎市長も二九日に、「事実であればとんでもない。幹部の責任を問いたい」、「高額商品をもたらした人は全員、名前を出すべきだ。すべてオープンにするよう報告を求めたい」と述べる。⁽⁷⁷⁾関西の財界幹部も三〇日に、関経連副会長を務める八木について、「次期会長候補の一人だったが、こうなったらあり得ない。副会長統投も無理だろう」と話した。岩根を次期会長に推す動きもあったものの、別の企業幹部は、「あまりにお粗末。今の関電にはトップを任せようにも任せられない」と述べた。大手電力会社の関係者からは、電事連会長を務める岩根について、「関

電と同じことをやっていると思われ、怒りを感じる。会長職は当然、辞めるべきだ」という声や、「会長は原発の必要性を訴え、理解を求めるのが最も重要な仕事だ。今回の件で、誰にも納得してもらえなくなる」という声⁽⁷⁸⁾が上る。

強い批判を受けたため、一〇月二日に岩根社長と八木会長が会見を行い、社内調査委員会の報告書を公表する。

ここでは、原子力事業本部長、本部長代理の経験がある八木会長が、商品券や金貨、金杯、スーツ仕立券など八五九万円相当の金品を、岩根社長が一五〇万円分の金貨を受け取っていた⁽⁷⁹⁾ほか、豊松秀己・元副社長が約一億一〇五七万円相当、森中郁雄・副社長が約四〇六〇万円相当、鈴木聡・常務執行役員が約一億二三百七万円相当、大塚茂樹・常務執行役員が七二〇万円相当の金品をそれぞれ受け取っていたことが明らかにされた。また九月二七日の記者会見では、「現在までに儀礼の範囲内のものなどを除いて、すでに返却を行っていることを確認した」と説明されていたものの、実際には現金一七〇万円、商品券二九七万円、スーツ仕立券六一着分三〇二〇万円など、約三三〇〇万円分が未返却だったことも明らかにされた。「儀礼の範囲内のもの」について、「中元や歳暮、そうめんなど」と説明していたものの、一着五〇万円のスーツ仕立券も「儀礼の範囲内」に含めていたのである。金品の提供者についても、当初は「渡したのは一人」と説明されていたのだが、取引業者も含まれていたことが明らかにされる。岩根は、「(前回の会見は)情報開示の観点から大変反省している」と謝罪し、高浜原発以外でも同様の事案がないか、第三者委員会を設置し、年内に結果を報告するとした。

会見で岩根と八木は、森山の特異な人物像を強調した。会見では、「森山氏が持参した金品の受け取りを拒否されると激高し、恫喝を受けた社員もいる」とする調査報告書の内容が詳しく紹介され、岩根は、「ある者は一年間に一九回返却したが、二九回も高額な金品が贈られたり渡されたりした」とも述べた。「ある者」とは、鈴木

とだという。金品を受領した理由について、岩根と八木は、「過去から続く森山氏の影におびえてきた」、「森山事件は会社の中で特別だった」、「森山神話に入ってしまった」と繰り返した。八木は、「（森山氏を）怒らせると原発運営がスムーズにいかない」、「我々が頑張って日本のエネルギーを支えたい」とまで述べる。これにはさすがに記者から、「あたかも関電が被害を被ったような印象を受ける。内部から不正を指摘する声が届かなかったのか」という指摘がなされた。

岩根は、「原因究明、再発防止を行い、信頼回復の先頭に立つことで経営責任を果たしたい」と述べ、八木も、「厳粛に受け止め、全てのうみを出し切るのが私の今の務めだ」と、ともに辞任を否定した。岩根は電事連会長を、八木は関経連副会長を、それぞれ続投する意向も示す。

こうした発言には関電の中堅社員からも、「役員は『断り切れなかった』と言うが、世間の常識からみれば『大金を有する大企業には、暴力団や総会屋、会社ゴロや社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロといった反社会勢力の魔の手が伸びてくる。しかし、そうした勢力に屈するようでは、大企業のトップを務める資格はなく、社会から強い批判を受けることは、一九九七年に発覚した四大証券会社と第一勧業銀行による総会屋への不正利益供与事件の顛末からも明らかである』」となる。このまま残って信頼は回復できるのか」という声が上がったという。⁽⁸⁰⁾巨額の資

金を通るはずはなかった。一〇月二日に菅原経産大臣は、「金額は法外。役員がどうするか、判断するのは当然」と発言し、経産省幹部も、「電力業界全体の信頼を傷つけた。信頼回復には体制を一新して出直すしかない」と述べた。同日、菅義偉官房長官も、「役職員が不透明なたちで多額の金品を長年受領していたことは言語道断だ」

と述べ、官邸でも、「辞めるべきだ」という声が大勢であったという。松井大阪市長も、「同じことを役所内でやれば、全員懲戒免職だ」と批判し、一〇月八日には高浜町の野瀬豊町長が、「経営陣が責任を取らない限り、高浜一、二号機の再稼働は認められない」との見解を示した。

追いつまされた八木と岩根は、一〇月四日に二人で辞意を固めたという。二人は一〇月九日に会見を開き、八木は同日、岩根は第三者委員会が年内に調査結果をまとめた段階で辞任し、金品を受領していた豊松フェロー、森中副社長ら五人も辞任することを発表した。岩根は電事連会長を、八木は関経連副会長を、同日、退任する。また同日、但木敬一・元検事総長を委員長とし、四人の弁護士からなる第三者委員会も設置され、再調査を行うことになった。⁽⁸²⁾なお、二人が辞任を決めた背景として『選択』は次のように記している。「実は相談役の森が関電の守護神・二階俊博に会っていた。自民党幹事長へ岩根の『助命』を願い出たのだ。しかし、二階は厳色をみせたという⁽⁸³⁾。二階は、「この件には関われない」とし、「ここに至って万策尽き、八木とともに岩根の辞任が決まる⁽⁸³⁾」。

第四節 第三者委員会の再調査と業務改善命令

関電の闇は深く、第三者委員会が結論をまとめるのは大幅に遅れた。年を越えて二〇二〇年三月一日付で報告書がまとめられ、同日、記者会見が行われる。但木委員長が、「社内調査は裏を見ずに表を見すぎている」として、デジタル・フォレンジックなど詳細な調査を指示した結果、森山からの要求を受け、発注を約束したり事前に工事情報を提供したりした案件を一二〇件以上見つけた。但木は、「強引に自分の関連企業に工事の発注を要求し、関電の役職員が何とか応じようというんな配慮をした例がいくつもでてきた」と、社内調査委員会が否定した便宜供与を認定し、「大きな不正がある」と断じた。

但木は、関電が高浜原発三・四号機の運転開始をめぐり、地元対策に森山を使ったことが問題の発端だとし、「不透明な部分を知っているんだと、関電はずつと言われてしまった。彼を活躍させて大恩人にし、影の部分にも関与して大きくした」、「関電は森山氏が便利だからと徹底的に使った結果、（森山氏に利用される）ツケが残った。それは本当に被害者と言えるのか」と関電被害者論を否定する。そのうえで、「これまでの関電の地域政策に暗い面があったことは否定できない」、「今後も原発を続けるなら、透明性を大事にしなければ、今後は持たない」と述べた。

また金品の原資についても、森山が関連企業から報酬などの名目で多額の資金を得ていたことから、但木は、「原発に限ったわけではないが、原発の工事を中心。ないとは言えない」と、電気料金を原資とする資金が関電から関連企業に支払われ、それが森山を通じて役員に還流していたことを認めた。

ただ、報告書では「金品提供の多くが個々の発注との関連性が明らかではないタイミング」であったとされ、但木も、森山は金品提供の主旨を明らかにしなかったとして、「事案を解明するのは難しい」と「刑事事件捜査には厳しい見通しを示した」。もともと但木は、以下の事例について、「（現金提供の）趣旨としては非常に疑わしい」と述べた。その事例とは、二〇一一年九月二日に豊松副社長と白井良平・原子力事業本部長代理が、森山と塩浜工業の関係者と面談し、森山から塩浜工業を元請けとして参画させるよう求められたことである。この場で豊松らは、「元請は勘弁してもらいたい」と回答したものの、社内に対し「構内で、仮設でもいいから、なんか塩浜に元請で出せる工事がないかどうかチェックしておくこと」と指示する。その一九日後の一〇月一日に、森山は塩浜工業の役員が同席した場で、豊松に現金一〇〇万円を提供している。そして二〇一二年度には、関電の子会社「環境総合テクノス」を通じ、塩浜工業に五件で総額約二八億円の工事が間接発注されている。第三者委員会の調査報

告書は、この金品提供が「工事の発注要求との関連性が疑われる」としている。但木は、森山と豊松が「非常に親しい」関係にあり、豊松は、「法令順守違反の大きな人物」と述べたものの、豊松が元請けの要請には応じず、返金もしていることから、「犯罪になるかというのは難しい」と説明した。⁽⁸⁴⁾

三月一六日に経産省は、関電に対して電気事業法に基づく業務改善命令を出す。経産省は、金品受領をめぐる一連の問題が、公益事業を担う電力会社として不適切な行為であり、電気事業の「健全性をおとしめ、公共の利益を阻害するおそれがある」として、役職員の責任明確化や工事発注・契約の透明性の確保、経営管理体制の刷新を求めた。三月末までに計画をつくり、六月末までに実行状況を報告するよう命じたのである。⁽⁸⁵⁾

これを受けて関電は、三月三〇日に業務改善計画を公表する。第一に、金品を受領したり、工事発注の事前約束に加担したりした役職員七一人（退職者を含む）のほか、不十分な社内調査を担当した役員や取締役会への報告を怠った常任監査役など一一人（退職者を含む）に対して追加処分を行った。森中前副社長や鈴木前常務執行役員らは三〇日付で辞任し、ほかは月額報酬の自主返上（最大五割、一〜六カ月）とした。また退職者にも、相当額の返納を求めるとした。この結果、すでに辞任した八木や岩根らも含め、処分者は九三人に上った。第二に、社外取締役の権限を強化する「指名委員会等設置会社」へと経営体制を移行し、取締役の下に社外委員が過半数を占める「コンプライアンス委員会」を新設することにした。第三に、工事発注の透明化のため、工事発注や契約の情報を特定の個人や企業のみ事前に提供することを禁止し、外部の弁護士や公認会計士も加わって工事発注や地元自治体への寄付金などを毎月チェックする「調達等審査委員会」を設置することにした。第四に、福井県美浜町の原子力事業本部に、コンプライアンスを所管する本部長代理を常駐させることにした。第五に、金品を受領した役員に株主の一部が損害賠償を求めていることに関して、三〇日に外部弁護士による「取締役責任調査委員会」を設置し、

損害賠償させるべきかどうか、第三者の目で判断する方針を示した。

第五節 取締役責任調査委員会と変わらない関電の隠蔽体質

三月一四日に社長に就任した森本孝は、削減された役員報酬を補填していた問題について、全額回収する方針を示し、退職役員が返還に応じない場合は、補填を決めた当時の取締役に関代わりさせることを表明する。また会長には、前経団連会長の榊原定征・東レ元会長が、六月の株主総会での承認を経て就任すると公表した。⁽⁸⁶⁾

六月八日に公表された「取締役責任調査委員会」の調査報告書（脚注では取締役責任調査委員会『調査報告書』（二〇二〇年六月八日）と記す⁽⁸⁷⁾）によると、関西電力は三月三〇日付の「役員退任後の嘱託等の報酬に関する当社の対応について」と題するプレスリリースで、「支給済みの嘱託等報酬の全額（約二・六億円）回収を図ることを決定」したとして、「対象者へ全額の自主返還を要請すること」と、「自主返還が受けられなかった分は、当時、嘱託等の報酬に関する方針を決定した取締役へ自主的負担を要請すること」を発表する。その後、関電は、三月三〇日から四月九日にかけて、一八名の元役員に対し、「過去の役員報酬カットに対する補填と解される金額」（合計二億五九〇〇万円）と「追加納税分の補填と解される金額」（合計一二〇万円）の自主的返還を求める文書を送付する。元議員のうち二名のみが、金額の一部（合計五九〇万円）の返納に応じなかったものの、他の元役員が五九〇万円の支払いに応じ、全額が回収された。⁽⁸⁸⁾

六月八日に「取締役責任調査委員会」の調査報告書が公表される。報告書では、「金品受領問題」、「事前発注約束等問題」については八木誠前会長、岩根茂樹前社長、豊松秀己元副社長、白井良平元取締役に、当時の取締役が管理者として注意を払うべきとする「善管注意義務」違反があること、「役員報酬カット分補填問題」については

森詳介元相談役、八木前会長に、「追加納税分補填問題」については八木前会長、岩根前社長に、それぞれ善管注意義務違反があること、社内調査結果について对外公表を行わず、取締役会や社外取締役にも報告せず、監査役にも二〇一八年一〇月一日まで報告しなかった「公表等問題」については、八木前会長と岩根前社長に善管注意義務違反がなかったかどうかは見解が分かれるとして、「裁判所の判断を仰ぐべき」とした。

さらに報告書では、「各取締役の善管注意義務違反と相当因果関係を有する損害」について、次のように算定している。「事前発注約束等によって関電が受けた発注関係の損害」については、森山に関連する「取引先等に発注した工事等の中には、本来よりも高い金額で発注したものや本来不要であったものが含まれていたと考えるのが相当」とし、それによる損害額は、「関西電力等の役職員が一九八七年五月以降、森山氏から受領した金品の総額である約三億六〇〇万円を上回ることと容易に推察できる」とした。そのうえで、元取締役四名について、金品を最初に受領した日以降、善管注意義務違反が認められるとした。具体的には、八木は遅くとも二〇〇〇年六月以降、豊松は遅くとも二〇一〇年一月一七日以降、白井は遅くとも二〇一〇年六月以降、岩根は遅くとも二〇一七年三月一五日以降、善管注意義務違反が認められた。そのうえで、それぞれの「善管注意義務違反と相当因果関係のある損害額」として、八木については、二〇〇〇年六月以降に関電等の役職員が森山から受領していた金品の総額（三億二〇〇万円を下らない）を、豊松については、二〇一〇年一月以降に関電等の役職員が森山から受領していた金品の総額（三億円を下らない）を、白井については、二〇一〇年六月以降に関電等の役職員が森山から受領していた金品の総額（三億円を下らない）を、岩根については、二〇一七年三月一五日以降に関電等の役職員が森山から受領していた金品の総額（八〇〇〇万円を下らない）を認定した。

このほか、「金品受領問題等を原因とした営業上の損失」として、経済産業省から業務改善命令を受けたことで、

複数の自治体から入札指名停止を受けて、新規契約を受注する機会を失ったことや、特定の事業に関して公益財団法人に補助金の交付を申請していたものの、金品受領問題を理由に、それを受けられなくなったこと、また金品受領問題が発覚した二〇一九年九月下旬以降、CM放映を自粛して公益社団法人ACジャパンの広告に差し替えることを余儀なくされた結果、本来得られる販売促進等の営業効果を得られなくなったことなどを挙げて、その損失額は七億円を下らないと算定した。さらに二〇一九年九月下旬以降、「今後の広報活動等の基礎資料とするために報道状況及び関西電力CMの受容度の調査等を行うとともに、レピュテーションの低下を抑えるためのリスクコンサルティング業務等を委託し、かかる調査費用及びコンサルティング費用を支出し」、「複数の回の記者会見を行い、そのための会場利用料等を支払」い、「二〇二〇年二月以降、信頼回復のためテレビCM等の制作・放映や業務改善計画に関する新聞広告等を展開し、制作費用、広告費用等を支出した」ことで、二億五〇〇〇万円を下らない損失額が生じたと認定した。

このようにして同調査報告書では、各善管注意義務違反により、八木、豊松、白井は少なくとも約一二億円余りの損害を、岩根は少なくとも約一〇億円余りの損害を関電に生じさせたと結論付けたのである。⁽⁸⁹⁾ これを受けて関電は六月一六日に、損害賠償を求める訴訟を大阪地方裁判所（大阪地裁）に起こした。関電の監査役は取締役責任調査委員会の認定を基に賠償額を算定したのだが、森山への便宜供与による損害については算定できないとして除外する一方、金品受領問題を調査していた第三者委員会の経費などを賠償額に加えたという。その結果、森には一億七〇〇〇万円を、八木、岩根、豊松、白井には四人で連帯して一九億三六〇〇万円を支払うよう求めたのである。⁽⁹⁰⁾

一方で関電は、一部株主から代表取締役に対し、監査役にも損害賠償訴訟を起こすよう請求されている。関電が判断を仰いだ弁護士事務所は、「善管注意義務違反がある」とする一方、訴訟については取締役側に裁量があるとし

た。そこで関電は顧問弁護士にも見解を求め、顧問弁護士からの「様々な意見がありうる」との回答を受けて、提訴しないと発表した。⁽⁹¹⁾これに対し六月二三日には、「責任追及の範囲が狭い」として関電の株主五人が、森本孝社長ら現旧の取締役や監査役計二二人に対して、計約九二億一〇〇〇万円の損害賠償を求める株主代表訴訟を大阪地裁に起こしている。⁽⁹²⁾

元取締役に対する損害賠償請求は、関電の経営刷新への強い決意を示すものであった。ところが驚くことに、関電には真摯な反省が見られず、その隠蔽体質が変わっていないことが、すぐに明らかになる。

関電は六月二五日の株主総会で、指名委員会等設置会社への移行を決め、元大阪高等検察庁（大阪高検）検事長で社外監査役の佐々木茂夫を社外取締役に選任することを提案する。株主総会で認められれば、監査委員会に所属する予定であった。関電は、株主に対する総会の招集通知で、佐々木の活動状況として、「事前にはこれら（金品受領）の問題を認識しておりませんでした」と記載していた。

ところが関電関係者によると、二〇一八年四月には「本店で国税・検察対策や対外的に公表するかどうかについて協議したという。その場には、一億円超を受領した当時の役員のほか、原子力や総務、法務、経理などの幹部らが出席」し、佐々木茂夫弁護士らが「相談に応じた」。佐々木は、二〇〇七年に退官して弁護士となり、二〇一一年度から二〇一六年度には関電コンプライアンス委員会の社外委員を委嘱されていた。その後、二〇一九年六月に社外監査役となり、二〇二〇年六月からは社外取締役に就任することになる。この場で関電側は、「問題の公表を避けたいとの考えを示し」、佐々木は、「公表を経営判断として考えた方がよいと指摘」したものの、「関電は結果的に受け入れなかったという」。⁽⁹³⁾このことは第三者委員会の調査報告書には記されていない。

朝日新聞の取材に対して、関電は六月一五日に、佐々木が金品受領問題について「社外監査役就任前に知る立場

にあった」「個別の相談内容についての回答は差し控える」と回答した。関電は一六日に同社ウェブサイトで、「誤解を生じうる」として招集通知を修正することを決め、「社外監査役就任前においては、その一端を知る立場にあった」とする補足説明を公表した。佐々木は朝日新聞の取材に対して、「（関電から）全然相談を受けていないとは言わない」と述べたものの、関電と協議した時期については明言を避けたという。⁽⁹⁴⁾

六月二五日の関電の株主総会で、新会長の柿原定征ら一三人の取締役の人事案や、指名委員会等設置会社への移行など、会社側が提案した三議案が可決される。総会では、新型コロナウイルスの感染防止対策として、議案説明を一議案三分から一分にするなど議事進行を短縮したため、開催時間は一九九八年以降で最も短い三時間六分となり、「株主からは対話が不十分だとして不満の声が相次いだ」という。⁽⁹⁵⁾

さらに関電は森詳介元相談役に対し、二〇二〇年三月に相談役を退任した後も社用車を提供していることが明らかになっている。森は二〇二〇年六月時点でも、本社の一室を使用し、関電社員が業務を手伝っていた。関電は、森に損害賠償を求めて提訴していたため、この対応には当然、批判が起こり、森本孝社長は六月二五日の記者会見で、「関西電力と関係の深い団体で（役職を務めており）、後任に引き継ぎをするなど必要性を認めたものはバックアップする。どこまで必要かは状況を見ながら判断する」と釈明する。関電によると、森は阪急阪神ホールディングスやANAホールディングスの社外取締役を辞任し、他の会社や団体の役職もすべて辞任する意向を示していたという。しかしながら、会長を務める公益財団法人「関西・大阪21世紀協会」は、辞任意向を「聞いていない」（担当者）としており、岩谷産業の社外取締役にも、六月二四日付で再任されている。関電は、森への待遇について、「自社が起こした問題の影響でほかの団体などの役職も辞めるので、迷惑をかけている立場だ」（広報）としており、⁽⁹⁶⁾真摯な反省の素振りも見せなかった。

第四章 関西電力の危機管理

本章では、なぜ関電は金品受領問題発覚後に、かくも稚拙な対応をとったのか、その原因について検討する。

第一節 福島第一原発事故後の変化への無自覚

ここまで関電役職員の金品受領問題と、それが発覚してからの関電の対応について見てきた。関電は、高浜原発の三号機・四号機の増設に際して高浜町助役の森山に地元対策で協力を得た。その際に、脱法的な行為や公表できないような行為があり、何らかの弱みを握られることになる。そこで退職後、森山を子会社の顧問にしたものの、関連企業への発注や、発注に関する情報の事前提供を強要される。その際、強引に金品を供与されることで、さらなる弱みを握られ、森山に唯々諸々と従うようになった。

吉田開発への税務調査で金品受領問題が発覚すると、関電の社内調査委員会は、情報提供は金品の見返りではなく地元の理解を得るためであり、工事発注プロセスや発注額についても問題はなかったと結論付け、金品受領者をまるで被害者のように扱った。しかも調査委員会の報告書は、社外はもとより取締役会にも報告せず、金品受領問題を隠蔽した。そのうえ、多額の金品を受領していた者は昇進し、修正申告の追加納税分の補填まで受けていた。

さらに、このことが発覚すると、「不適切だが違法ではなかった」として、詳細な説明を避けた。批判が高まる、しつしと社内調査委員会の報告書を公表したもの、関電は被害者という図式を強調し、会長と社長は統投する姿勢を見せる。このような対応が許されるわけもなく、結局、会長と社長は辞任に追い込まれ、第三者委員会の調査を受け入れることで、工事発注プロセスに問題があったことが明るみにされた。

このように関電の対応は、企業の危機管理としては失格である。それでは、なぜ関電は、このような稚拙な対応をとったのであろうか。それは、このような対応で十分に乗り切れると考えていたからであろう。冒頭で記したように、電力会社は、総括原価方式によってもたらされてきた資金力を用いて、財界、政界、官界、労働組合、大学、立地自治体、メディアに対して絶大な権力を行使してきた。そうした権力をもつてすれば、今回の問題も乗り切れると考えたのかもしれない⁽⁹⁷⁾。

しかし福島第一原発事故後、電力会社はまだまだ強い権力を有しているものの、世論の厳しい目があるため、もはやそうした権力で自らへの批判を抑え込むことは難しい。菅原経産相や菅官房長官は、関電経営陣を厳しく批判し、経産省も体制一新を求めた。メディアも批判的な報道を行った⁽⁹⁸⁾。

そして財界も、関電をかい切れなかった。関電は、バブル崩壊後、関西発祥企業の本社機能が次々と東京に移転していく中、関西財界を支えてきており、「関経連の親会社のような存在」（財界団体幹部）とも言われた。「関経連や関連団体の事務局などに社員二〇人余りを出向させ、『関西財界企業の中でも突出して数が多い』（関係者）。関電以外に、系列グループ会社や関係の深い企業が関経連の法人会員に多く、各社が『数十万円から上限は青天井』（財界関係者）の会費を出して活動を下支えする。財界幹部が『関電に悪いようにしないのが習わし』と自嘲気味に話すように、関西財界は盟主・関電の顔色をうかがってきた」。二〇二五年に大阪・関西万博の開催を控える中、副会長の八木は万博担当役員も務めており、また二〇二一年五月には、住友電気工業会長の松本正義・関経連会長が二期目の任期満了を迎えるため、関経連幹部からは、「いまここで関電に引かれたら本当に困る」という声も上がった⁽⁹⁹⁾。次期関経連会長候補だった八木が、関経連副会長の統投にこだわったわけである。

関電には関経連での「居座り」に成功した経験もあった。死傷者が一人に上った二〇〇四年八月の美浜原発三

号機蒸気噴出事故の際には、長年の点検漏れが一因とされて経営陣の責任が問われた。けれども、藤洋作社長が辞任を表明したのは二〇〇五年三月であり、秋山喜久会長は二〇〇六年六月まで関電会長を続け、関経連会長には二〇〇七年五月まで居座⁽¹⁰⁾る。しかしながら今回は、さすがに関西財界も八木を擁護することはできなかった。

このように福島第一原発事故後の世論の変化が、電力会社の権力を大きく弱めていることに、関電は、はなはだ無自覚であったと考えられる。

だが、ここで不思議なのは、そもそもこうした金品受領について、刑事事件となる可能性を考えていなかったということである。関電役職員は、金品の受領が犯罪となると考えたため、それが脅しとして機能したと考えられる一方、本当にそれが犯罪になりかねないことだと考えていたのであれば、原発の安定的な運営が脅かされる可能性があったとしても、自らの身を守るため、金品受領を断固として断ったり、すぐに返却したり、また企業としても組織的に何らかの対応をしようとしたのではないか。また、こうした問題が発覚してからも、それを隠蔽するというリスクを冒したのはなぜなのだろうか。実は関電は、この面では優れたリスク管理を行っていた。それゆえ、自身が犯罪行為に問われることはないという意識がどこかにあり、金品受領やその隠蔽に踏み切ることができたのではないかと考えられる。そのリスク管理とは、関電が警察や検察と緊密な関係を築いていたことである。

第二節 関電と警察の関係

電力会社と警察は、天下りを通じて密接な関係にある。そしてこのことから、警察が反原発のデモや集会を監視したり、反原発運動家を微罪で逮捕したりしているという主張がなされている⁽¹¹⁾。関電についても、「大阪府警察からは、過去三ヶタ以上の警官OBが関西電力に天下ったり、再雇用されているとも言われる⁽¹²⁾」。そして関電に対する

反原発運動に対しても、「不当逮捕」が行われたという告発がなされている。

二〇一二年一〇月五日午後七時過ぎ、関電本店前抗議運動に参加していた男性が、警戒中の警官を転倒させて全治三週間の軽傷を負わせたとして、大阪府警に公務執行妨害罪と傷害罪の容疑で現行犯逮捕された。この場に居合わせた人や、ネットで流されている動画によると、デモ隊と警備の警察官たちもみ合いになったところで、警察官がわざと転び、転倒させたと言いがかりをつけて公務執行妨害罪で逮捕する「転び公妨」という、主に公安警察が用いる手法がとられた疑いが強いという。この男性は七カ月間、拘留され、起訴されたのだが、二〇一三年八月二六日に大阪地裁で、「犯罪の証明がない」と無罪を言い渡された⁽¹⁰⁾。

もちろん、このことのみをもつて、関電と警察が癒着関係にあると断じることとはできない。「極左暴力集団が反原発運動に介入しようとしている」と考える警察による過剰対応と考えることもできるからである。

関電と警察の関係を疑わせる別の例としては、高浜発電所の幹部から今井理一・高浜町長の暗殺を指示されたとして週刊誌で告発した二人が、その記事が公開されてから五カ月後に、その幹部を恐喝した容疑で逮捕されたことが挙げられる。二人は無罪を主張したものの、有罪判決が確定している⁽¹¹⁾。とはいえ、このことについても真相は不明であり、警察と関電の癒着と断じることには難しい。

もともと金品受領問題に関しては、関電と警察の関係よりも、森山と警察の関係が気になるところである。すでに見てきたように、関電の資料では森山の関電への寄与について、「高浜三号機の格納容器給気ダクト内での業者の圧死事故に際し、警察・地元関係者に対する無言の圧力により穏便に済ますことができた」（一九八七年四月）と記載されていたし、森山と関電が主導して設立したオーリングと、その関連会社は、福井県警の天下り先にもなっているという。

森山が、警察にも何らかの影響力を持っていた可能性は否めない。そうであれば、警察が森山と関電の異常な関係にメスを入れるとは考えにくい。

第三節 関電と検察の関係

とはいえ、取引先企業からの金品提供や、不正な情報提供・発注といった企業犯罪については、警察というよりは検察の特別捜査部（特捜部）の出番である。そこで次に、関電と検察の関係を見ておこう。

二〇一九年一〇月二日の記者会見で公表された社内調査委員会の報告書では、金品を受領した関電の役職員が、まるで被害者のように描かれ、八木と岩根は「不適切だが違法ではなかった」として辞任を否定した。このことについて元検察官の郷原信郎弁護士は、次のように論じている。関電役職員による金品受領と森山の関連企業への発注は、会社法の「会社役員の収賄罪」や、工事発注に関する競争制限行為に関連して独占禁止法違反にあたる可能性があり、「通常であれば、何らかの形で違法の判断を受け、或いは、刑事事件で逮捕・起訴される可能性を認識するはず」である。ところが、「関電の経営幹部の態度からは、自分の行為が違法とされるリスクを認識しているようには思えない」。これは、「自分達の行為が、『司法判断』や『第三者委員会の判断』で『犯罪』や『法令違反』とされることがないという見通しがあるからだろう」。実際のところ大阪地検特捜部には、捜査に動く気配がない。この背景には、関電を中心とする関西経済界と関西検察OBとの「深い関係」があり、その中心には「関西検察のドン」と呼ばれる土肥孝治がいるというのである¹⁰⁶。

土肥は、大阪地検で特捜部長を務め、さらに検事正としてイトマン事件の捜査を手掛けた。その後、最高検察庁次長検事、大阪高検検事長、東京高等検察庁（東京高検）検事長を経て、一九九六年に検事総長に就任し、大蔵省

接待汚職事件を手掛けた。一九九八年に退任後、弁護士登録をし、二〇〇三年六月から関電の社外取締役を務める。ほかに小松製作所、積水ハウス、阪急阪神ホールディングス、アーバンコーポレイションなどの社外監査役なども務めた。⁽¹⁰⁶⁾土肥が二〇一九年六月の株主総会で関電の社外監査役を退任すると、その後任には元大阪高検検事長の佐々木茂夫弁護士が就任する。七五歳という高齢での新任である。

また関電のコンプライアンス委員会の社外委員であり、社内調査委員会の委員長として、関電を被害者とした報告書をまとめたのは、元大阪地検検事正の小林敬である。小林は、大阪地検特捜部主任検事が証拠物件のフロッピーディスクを改竄した事件での対応の不手際により、二〇一〇年に減給の懲戒処分を受けて検事正を辞任する。二〇一一年に弁護士登録をすると、二〇一三年一月には、阪急阪神ホテルズの食材偽装改竄問題の第三者委員会の委員長に就任し、その後、積水ハウスの社外監査役、山陽特殊製鋼の社外取締役などを務めている。郷原は、小林の「このようなポストへの就任は、何らかの『後ろ盾』なくして実現したとは思えない」と論じている。⁽¹⁰⁷⁾

さらに第三者委員会の委員長に就いたのは、元検事総長の但木敬一であった。郷原も最終報告書については、「概ね期待どおり事実説明が行われたと言える」と評価している。その一方で郷原は、記者会見でなされた刑事告発の可否、犯罪の成否についての質問に対して、但木が、「微妙な言い回しで『犯罪ととらえることの困難性』を説明し、告発に至らなかったこともやむを得ないという雰囲気を出していた」ことに不満を示す。郷原の判断では「但木氏の説明は、刑事事件としての立件が困難だとする理由の説明にはなっていない」。金品受領については会社法の収賄罪が、森山の関連企業への発注については会社法の特別背任罪が、それぞれ成立する可能性があり、「捜査による事実説明が不可欠な事案」だといえる。⁽¹⁰⁸⁾この批判が正しければ、但木は検事総長の先輩である土肥に気を遣ったのか、検察と関電の関係を慮ったのかということになる。

いずれにしても関電は、天下りを受け入れることで、検察と緊密な関係を築いていた。このため、検察に立件されることはないという甘い考えを持ち、(恫喝されたとはいえ)金品を受領したり(しかもスーツ仕立券は返却せずにスーツを仕立てていた)、発注に関する情報を事前に提供したり、不透明な特命発注を行ったり、社内上層部だけで問題の隠蔽を決めたり、問題発覚後も「違法ではなかった」と主張してポストに居座ろうとしたりすることにつながったのだと考えられる。

おわりに

本稿は、ここまで金品受領問題の経緯と、それが発覚する過程、さらにその後の関電の稚拙な対応について事実関係をまとめ、その原因について検討してきた。電力会社は、総括原価方式によってもたらされる資金力を用いて、強大な権力を行使してきた。しかし福島第一原発事故により、電力会社や原発には世論の厳しい目が向けられるようになる。こうしたことに関電は、あまりに無自覚であった。さらに警察や検察との緊密な関係から、自らの行為が犯罪行為として追及されることはないと考え、「不適切だが違法ではなかった」という主張を押し通せるとの甘い認識につながったのだと考えられる。

最後に、関電の金品受領問題は、関電のみの問題ではなく、原子力発電それ自体の問題であることを指摘して、本稿の結論とした⁽¹⁰⁾。

原発の建設が地元住民から諸手を挙げて歓迎されたのは一九六〇年代半ばまで、それ以降、度重なる原発のトラブルから、一部の地域で強い反対運動が起こるようになり、一九七〇年代には常に大きな反対運動が起こるようになる。これは新規立地地域だけではなく、すでに原発がある地域でもそうであって、このため高浜原発三号機・

四号機の増設の際に、関電は森山の協力を仰ぐことになる。また、原発をめぐるのは地域で様々なトラブルも起るため、森山は、その処理役を担っていた。その過程で森山は関電の弱みを握り、関電から不当な利益を貪るようになった。

森山は、きわめて特異な例ではある。しかしながら、電力会社が原発を運営するにあたり、原発への賛同者を増やし、反対運動を抑えるための地元対策を必要とするがゆえに、立地自治体に巨額の寄付金を匿名で提供したり、時には不透明な資金や便宜を地元の有力者に提供したりすることは、あらゆる原発立地地域に共通して見られることであり、高浜原発が特殊な例とは言えない。

これまで、そうした活動は、電気の安定供給という大義名分の下、原発という迷惑施設を過疎地域に受け入れさせるための必要悪として許容されてきた（もしくはは見えて見ぬ振りをされてきた）。しかしながら、時代は大きく変わった。企業経営にはコンプライアンスが強く求められるようになり、電力会社もその潮流から逃れることはできない。福島第一原発事故後、電力会社や原発を見る国民の目は厳しくなり、資金力にものを言わせてメディアを支配し、世論を誘導することもできなくなり、世論を気遣う政治家を操ることも難しくなった。原発に反対する住民を抑え込める地域ボスも、次第に姿を消している。

原発を新設することはもちろんのこと、既設サイトでの増設や建て替えを行うことにも、国民世論や一部の地元住民からの強い反発が予想される。これまでも原発は、不透明な手段を用いることで何とか建設され、運営されてきたのである。福島第一原発事故を経験した今日、原発の新増設や建て替えが、こうした手段なしに実現できるとは考えにくい。しかし、こうした手段を用いることは、もはや許されない。そうすると今後、寿命を迎えた原発は廃炉となり、いずれは原発ゼロが実現するだろう。原子力をベースロード電源として重要視していくとしつつも、

この「原子力の危機」を直視せずに先送りを続けているのが、日本政治の現状である。

【付記】 本稿は、日本公共政策学会二〇二〇年度研究大会の企画委員会企画セッション⑤「電力の危機管理」に提出した報告論文「原子力の危機」に加筆修正を行ったものである。非会員である筆者に報告の機会を与えてくださった宮脇健先生と、的確なコメントをくださった討論者の河村和徳先生、田川寛之先生に、心から感謝申し上げる。本研究はJSPS科研費JP17K03538の助成を受けている。なお引用は原文のままだが、算用数字については原則として漢数字に改めている。

- (1) 二〇二〇年三月三十一日現在で、新規制基準の適合性審査で設置変更の許可を受けたのは、五原発七基（再稼働したものを除く）、審査中が七原発一基（建設中の電源開発大間原発、中国電力島根原発三号機を含む）、未申請が四原発八基（建設中の東電東通原発は除く）、廃止措置（廃炉）が許可されたのが九原発一三基、廃止措置の審査中が一原発一基、事業者が廃炉とすることを公表しているのが、東電福島第一原発、第二原発の一〇基である。原子力規制委員会ウェブサイト「新規制基準適合性審査の進捗状況等について（発電用原子炉関係）令和二年四月一日版」(<https://www.nsr.go.jp/data/000257174.pdf>)（二〇二〇年五月三日最終確認）。
- (2) 上川龍之進（二〇一九）「二〇一七年衆議院総選挙後の電力・エネルギー政策」『問題と研究』二〇一九年七・八・九月号（第四八巻三号）、三九—八〇頁。
- (3) 資源エネルギー庁総務課戦略企画室（二〇一九）『平成二九年度（二〇一七年度）におけるエネルギー需給実績（確報）』二八頁（https://www.enecho.meti.go.jp/statistics/total_energy/pdf/site_026.pdf）（二〇二〇年五月三日最終確認）。
- (4) 上川龍之進（二〇一八）『電力と政治——日本の原子力政策 全史（上）』勁草書房、二五八頁。
- (5) 調査委員会『報告書』（平成三〇年九月一日）(https://www.kepco.co.jp/corporate/pr/2019/pdf/1002_1j_01.pdf)（二〇二〇年五月二日最終確認）。
- (6) 「シリーズ企業研究 関西電力 『同和』『北朝鮮』『自民党』高浜原発の暗黒史」『選択』二〇一九年一月号、六八一—七一頁。二〇一九年六月中旬に、関電の大株主である大阪市長、神戸市長や橋下徹・前大阪市長などの地方自治体関係

者、福井新聞、朝日新聞、テレビ朝日などの報道機関、「原発設置反対小浜市民の会」、「福井から原発を止める裁判の会」などの市民団体、金沢国税局と大阪地方検察庁（大阪地検）特別捜査部（特捜部）などに、告発文書が送付されたというその文書によると、三月一〇日に告発者である「関西電力良くし隊」が、最初の告発文書を関電の岩根茂樹社長宛てに送付し、四月一九日に「最後通牒」を、四月二五日に再度、「最後通牒」の文書を出したものの、関電経営陣に無視されたため、六月八日付で計一三カ所に告発文書を送付したという。海渡雄一「原子力ムラの癒着と不正——その責任を問う」『世界』二〇二〇年四月号、九〇—九七頁、中嶋哲演「関西電力との50年闘争」『世界』二〇二〇年四月号、九八一—一〇五頁。

(7) 『朝日新聞』二〇一九年一〇月一日付朝刊、同二〇一九年一〇月三日付朝刊、同二〇一九年一〇月四日付朝刊。

(8) 第三者委員会『調査報告書』（二〇二〇年三月一四日）（https://www.kepco.co.jp/corporate/pr/2020/pdf/0314_2j_01.pdf）（二〇二〇年三月一九日最終確認）。

(9) 吉岡斉（二〇一一）『新版 原子力の社会史——その日本的展開』朝日新聞出版、一九八一—一九九頁、本田宏（二〇〇五）『脱原子力の運動と政治——日本のエネルギー政策の転換は可能か』北海道大学図書刊行会、一二四頁。

(10) 首相を議長とする電源開発調整審議会において、原発計画着手が承認され、電源開発基本計画に組み入れられるには、地元情勢を踏まえた地元都道府県知事の意向について考慮がなされるとされている。一般財団法人高度情報科学技術研究機構ウェブサイト「原子力百科事典ATOMICA」『電源開発調整審議会の役割と廃止後の措置（01-09-05-09）』（更新年月 二〇〇九年三月）（http://www.rist.or.jp/atomica/data/dat_detail.php?Title_No=01-09-05-09）（二〇二〇年五月一六日最終確認）。なお電源開発調整審議会は、省庁再編により廃止され、その機能は、新たに設置された経産省総合資源エネルギー調査会の電源開発分科会に引き継がれた。また二〇〇三年一〇月に電源開発促進法が廃止され、同法を根拠とした知事意見照会制度が廃止されたものの、「重要電源開発地点の指定に関する規程」（閣議了解）により、資源エネルギー庁長官が知事意見照会を行うとともに、経済産業大臣による地点指定の際の条件の一つとして「市町村長同意」が盛り込まれた。永井學・金井利之・五百旗頭薫・荒見玲子（二〇一五）『大飯原子力発電所はこうしてできた——大飯町企画財政課長 永井學調書』公人社、二一四—二一五頁。

(11) 上川龍之進、前掲書、七一、二二二—二二六頁。

- (12) 第三者委員会、前掲『調査報告書』、三七―四五頁。
- (13) 『朝日新聞』二〇一九年一月八日付夕刊。
- (14) 『週刊ダイヤモンド』二〇一一年五月二日号、三六―三七頁、『週刊東洋経済』二〇一一年四月二三日号、四三頁。
東電がゼネコンにリベートを払い、ゼネコンが土地買収やクレーム処理など地元対策を行っている実例については、朝日新聞特別報道部（二〇一四）『原発利権を追う——電力をめぐるカネと権力の構造』朝日新聞出版、六七―一五九頁、を参照のこと。
- (15) 『朝日新聞』二〇一九年九月二七日付夕刊、同二〇一九年九月二八日付朝刊、同二〇一九年一〇月二日付朝刊、同二〇一九年一二月一三日付朝刊、室矢英樹・小林太一・野崎智也「元町長『森山氏のロボットだった』学校も運動施設も……」『朝日新聞デジタル』二〇一九年一〇月二〇日付 (<https://digital.asahi.com/articles/ASMBJ3HGFMBJPTIL003.html>)（二〇二〇年五月二二日最終確認）。
- (16) 第三者委員会、前掲『調査報告書』、五九―六〇頁。
- (17) 第三者委員会、前掲『調査報告書』、六八―六九頁。協力金に関しては、柴野徹夫（一九八三）『原発のある風景（下）』未来社、一三六―一四一頁、も参照。
- (18) 『朝日新聞』二〇一九年一〇月二日付朝刊。
- (19) 室矢英樹・小林太一・野崎智也、前掲記事。
- (20) 第三者委員会、前掲『調査報告書』、六九―七三頁。
- (21) 『朝日新聞』二〇二〇年三月七日付朝刊。
- (22) 第三者委員会、前掲『調査報告書』、七五頁。なお一九七一年に結成された「原発設置反対小浜市民の会」で事務局長を務め、現在は「福井から原発を止める裁判の会」代表を務める中嶋哲演は、森山が関電経営陣を「脅迫」した材料として、一九七八年の高浜町長選挙を挙げている。この町長選挙では、高浜原発三・四号機の増設と、関電から浜田町長、森山助役に流れた協力金「黒い九億円」が争点となり、五選を目指す浜田に対して、三・四号機増設に慎重な元小学校長が出馬して一騎打ちとなった。この選挙は、「握り飯に一万円札が入っているといった噂が飛び交う熾烈な選挙となり」、「結果は四〇〇〇票対三六〇〇票で浜田氏が五選を果たした」ところが後日、町長選挙の三カ月前に、「関電や下請け企

業の従業員、それに三・四号機建設が決まればそれを請け負うゼネコンの従業員たち」六〇〇人が高浜町民として住民票を移していたことが判明する。中寫は、森山が関電に進言して、推進派の住民が送り込まれたのであり、森山は「こうしたこともメモとして残していたようで、それを関電経営陣への脅迫にも利用していたよう」だと語っている。中寫哲演、前掲記事。

(23) 有森隆(二〇一六)『社長解任——権力抗争の内幕』さくら舎、五四―七六頁、『朝日新聞』二〇一九年二月二日付朝刊。

(24) 第三者委員会、前掲『調査報告書』、七三―七四頁、『朝日新聞』二〇一九年二月二日付朝刊。

(25) 朝日新聞特別報道部、前掲書、二一六―二三六頁。

(26) 第三者委員会、前掲『調査報告書』、六二頁。

(27) 第三者委員会、前掲『調査報告書』、六二―六七、一〇〇頁。

(28) 第三者委員会、前掲『調査報告書』、六二―六七頁。なお「吉田開発は森山さんが舞鶴から高浜へ連れてきた会社。森山さんに追従し、関電から仕事を得て成長したと評判が悪いが」という証言もある。『選択』、前掲記事。

(29) 『朝日新聞』二〇一九年二月二三日付朝刊。

(30) 第三者委員会、前掲『調査報告書』、七八―七九、一二七―一二八頁。

(31) 第三者委員会、前掲『調査報告書』、一二三頁。

(32) 第三者委員会、前掲『調査報告書』、一四七―一四九頁。

(33) 第三者委員会、前掲『調査報告書』、八七―九三頁。

(34) 第三者委員会、前掲『調査報告書』、一五五―一五八頁

(35) 『選択』、前掲記事。森山が取締役を務め、一〇・六%の株式を所有していた高浜町の警備会社(オーイングと考えられる)は、稲田朋美・自民党幹事長代行(肩書きは記事掲載時)が代表を務める自民党福井県第一選挙区支部に対し、二〇一一年から二〇一三年までの三年間にわたって、毎年一二万円ずつ、計三六万円を寄付していた。『朝日新聞』二〇一九年一〇月五日付朝刊。またオーイングは、二〇一〇年に西川一誠・福井県知事(当時)の後援団体から三〇万円のパーティー券を、二〇一八年には西川を支援していた経済界でつくる政治団体から一〇〇万円のパーティー券を購入していた。

- 『朝日新聞』二〇一九年一月三〇日付朝刊。さらに、森山が相談役を務めていた兵庫県内の原発メンテナンス会社（柳田産業と考えられる）は、世耕弘成・自民党参議院幹事長の資金管理団体に対し、二〇一二年から二〇一五年までの四年間にわたり、毎年一五〇万円、計六〇〇万円を寄付していた。『朝日新聞』二〇一九年一月一〇日付朝刊。
- (36) 第三者委員会、前掲『調査報告書』、六〇―六一頁。
- (37) 『朝日新聞』二〇一九年一月二三日付朝刊、同二〇一九年一月三日付朝刊、同二〇一九年一月二四日付朝刊。
- (38) 第三者委員会、前掲『調査報告書』、六一頁、『朝日新聞』二〇一九年一月三日付朝刊、同二〇二〇年三月三日付朝刊。
- (39) 第三者委員会、前掲『調査報告書』、六一―六二頁。
- (40) 『選択』、前掲記事。
- (41) 第三者委員会、前掲『調査報告書』、七七―七八頁。
- (42) 『選択』、前掲記事。
- (43) 第三者委員会、前掲『調査報告書』、七六―七七頁。
- (44) 『朝日新聞』二〇二〇年三月一七日付夕刊。
- (45) 『朝日新聞』二〇一九年一〇月二日付朝刊。
- (46) 第三者委員会、前掲『調査報告書』、二二、八八―八九、一一〇―一一二頁。
- (47) 一ノ宮美成（二〇一一）「誰も書けなかった若狭湾『原発銀座』の巨大利権」『別冊宝島一八二一号 原発の深い闇2』宝島社、一〇六―一一四頁。また二〇一一年に出版された別の本でも、高浜原発の「カネの（配分の）仕切り」を行う実力者、通称「エムさん」についての記述がある。齊藤真（二〇一一）『関西電力反原発町長暗殺指令』宝島社、一一七―一二三頁。実のところ、高浜町取材し、関電からの協力金は実は二五億円で、それを浜田町長と森山助役が私物化していると記述した本が、すでに一九八三年に出版されている。柴野徹夫、前掲書、一三六―一七二頁。
- (48) 『朝日新聞』二〇一九年一〇月三日付朝刊。
- (49) 齊藤真、前掲書、一七〇―一七七頁。
- (50) 『朝日新聞』二〇一九年一〇月四日付夕刊。

- (51) 『朝日新聞』二〇二〇年三月一五日付朝刊。
- (52) 調査委員会、前掲『報告書』、三頁。
- (53) 『朝日新聞』二〇一九年二月一四日付朝刊。
- (54) 『朝日新聞』二〇一九年二月一二日付朝刊。
- (55) 『朝日新聞』二〇一九年二月一三日付朝刊。
- (56) 第三者委員会、前掲『調査報告書』、七五―七六頁。
- (57) 『選挙』、前掲記事。
- (58) 第三者委員会、前掲『調査報告書』、一〇、九三―九四、一六四―一六六頁、調査委員会、前掲『報告書』、一頁。
- (59) 調査委員会、前掲『報告書』、五一―一七頁、第三者委員会、前掲『調査報告書』、一六六頁。
- (60) 第三者委員会、前掲『調査報告書』、一七三―一七四頁。
- (61) 第三者委員会、前掲『調査報告書』、一二―一二頁。
- (62) 第三者委員会、前掲『調査報告書』、二三頁。
- (63) 第三者委員会、前掲『調査報告書』、一五六―一五七頁。
- (64) 調査委員会、前掲『報告書』、三一―四頁。
- (65) 調査委員会、前掲『報告書』の「小林弁護士所感」、一一―二頁。なお、第三者委員会の調査報告書によると、受領した金品について、日付や金額、相手方などを付箋に記載して保管していたのは、鈴木聡・原子力事業本部副事業本部長であったという。第三者委員会、前掲『調査報告書』、九四頁
- (66) 第三者委員会、前掲『調査報告書』、一六七―一六八頁。ところが後述するように、関西電力は二〇一八年三月に社内調査を決めた直後から、社外に非公表とする方針について協議していたことが、後に明らかとなる。第三者委員会には、このことを報告していなかったのである。
- (67) 第三者委員会、前掲『調査報告書』、一七六―一七七頁。
- (68) 第三者委員会、前掲『調査報告書』、一七四―一七五頁。
- (69) 第三者委員会、前掲『調査報告書』、一七〇―一七二頁。

- (70) 『朝日新聞』二〇二〇年三月一七日付朝刊、第三者委員会、前掲『調査報告書』、一七一―一七二頁。その後、役員報酬の削減分と修正申告での追加納税分が事後的に密かに補填されていた問題について、関電は二〇二〇年四月二八日に「コンプライアンス委員会」を設置して調査を行い、八月一七日に調査報告書を公表する。それによると、役員報酬削減の補填について、森会長が二〇一五年一〇月頃、「秘書室長に対し、これまで自主返上してきている役員報酬のうち、削減率が五〇％だった場合の報酬水準と比べて、超過して減額されている部分を退任後にカバーできないか」という旨の指示を行った。秘書室での検討を受けて、最終的に報酬削減率が四〇％を超える削減分について、該当する役員を役員退任後に嘱託として任用し、嘱託報酬として支払うことが決められた。減額幅は役員の階級に応じて決められていたため、最も多い補填額を受け取っていたのは森自身であった。コンプライアンス委員会は、森会長と八木社長、秘書室担当取締役常務執行役員の八嶋康博の三人に、善管注意義務違反が認められるとした。また修正申告での追加納税分の補填については、当時の八木会長と岩根社長に善管注意義務違反が認められるとした。コンプライアンス委員会は、補填問題を生じさせた要因として、①退任役員の処遇を会長の専権とする暗黙の了解があったこと、②会長の命を受けて立案を行った秘書室の体制が極めて閉鎖的かつ密室的であり、そのため経営陣に「秘密にしようと思えば秘密にできる」、「発覚するはずがない」という意識が醸成されたこと、③社内チェック体制・意識が欠如していたこと、などを挙げている。コンプライアンス委員会『調査報告書』(二〇二〇年八月一七日) (https://www.kepco.co.jp/corporate/pr/2020/pdf/0817_11_02.pdf) (二〇二〇年八月一八日最終確認)、同『調査報告書(概要)』(https://www.kepco.co.jp/corporate/pr/2020/pdf/0817_11_01.pdf) (二〇二〇年八月一八日最終確認)、『朝日新聞』二〇二〇年八月一八日付朝刊、同二〇二〇年八月一八日付夕刊、同二〇二〇年八月一九日付朝刊。
- (71) 『朝日新聞』二〇二〇年三月一八日付朝刊。
- (72) その経緯については、共同通信取材班「追及・関西電力―暴かれつつある帝国の内幕」『世界』二〇二〇年四月号、七八―八九頁。
- (73) 『朝日新聞』二〇一九年九月二七日付夕刊、同二〇一九年九月二八日付朝刊。
- (74) 『朝日新聞』二〇一九年九月二九日付朝刊。
- (75) 『朝日新聞』二〇一九年一〇月一日付朝刊。

- (76) 『朝日新聞』二〇一九年九月二七日付夕刊、同二〇一九年九月二八日付朝刊。
- (77) 『朝日新聞』二〇一九年九月三〇日付朝刊。
- (78) 『朝日新聞』二〇一九年一〇月一日付朝刊。
- (79) 岩根は燃料・資材部門の出身であるため、森山と接点はなく、社長就任時に金貨を手渡されただけであった。このため多くの関電関係者は、「実際、岩根さんには被害者意識しかなかっただろう」と見ていた。『選択』、前掲記事。
- (80) 『朝日新聞』二〇一九年一〇月三日付朝刊、同二〇一九年一〇月三日付夕刊、同二〇一九年一〇月四日付朝刊。
- (81) 『選択』、前掲記事。
- (82) 『朝日新聞』二〇一九年一〇月一〇日付朝刊。
- (83) 『選択』、前掲記事。
- (84) 『朝日新聞』二〇二〇年三月一五日付朝刊、同二〇二〇年三月一六日付夕刊、第三者委員会、前掲『調査報告書』、一四〇―一四二頁。『選択』は、豊松について、森山に「すっかり懐柔された」、「以前から北新地（大阪）や銀座（東京）での豪遊が響壁を買っていたが、『何十着ももらった五十万円のスーツ仕立券を使い切れず、政治家に配っている』と噂されていた」と記している。『選択』、前掲記事。
- (85) 『朝日新聞』二〇二〇年三月一七日付朝刊。なお、資源エネルギー庁が業務改善命令を出す際には、電力・ガス取引監視等委員会に意見聴取を行う必要があるのだが、それを担当者が忘れて三月一六日の午前八時に関電に対して業務改善命令を出した。それに対して電力・ガス取引監視等委員会から意見を聴取されていないとの指摘を受けた資源エネルギー庁は、一六日午後意見聴取したもの、一五日に意見聴取を求めたとする虚偽の公文書を作成する。それが後に発覚して問題となった。『朝日新聞』二〇二〇年四月一六日付朝刊。
- (86) 『朝日新聞』二〇二〇年三月三一日付朝刊。
- (87) 取締役責任調査委員会『調査報告書』（二〇二〇年六月八日）(https://www.kepco.co.jp/corporate/pr/2020/pdf/0608_1_01.pdf)（二〇二〇年七月二五日最終確認）。
- (88) 取締役責任調査委員会、前掲『調査報告書』、三一、三四頁。
- (89) 取締役責任調査委員会、前掲『調査報告書』、同『調査報告書（概要）』(<https://www.kepco.co.jp/corporate/pr/>

2020/pdf/0608_1i_02.pdf) (二〇一〇年七月二五日最終確認)、『朝日新聞』二〇一〇年六月九日付朝刊。

(90) 『朝日新聞』二〇一〇年六月一六日付朝刊、同二〇一〇年六月一七日付朝刊。

(91) 『朝日新聞』二〇一〇年六月二二日付朝刊。

(92) 『朝日新聞』二〇一〇年六月二四日付朝刊。

(93) 『朝日新聞』二〇一〇年六月一六日付朝刊、「関電、調査決定直後から『非公表』を協議 金品受領問題」『朝日新聞デジタル』二〇一〇年六月一八日付 (https://digital.asahi.com/articles/ASN6K6FYFN6KPTL01H.html?iref=pc_ss_date) (二〇一〇年七月二五日最終確認)。

(94) 『朝日新聞』二〇一〇年六月一六日付朝刊、同二〇一〇年六月二二日付朝刊。

(95) 『朝日新聞』二〇一〇年六月二六日付朝刊。

(96) 橋本拓樹「関西電力、元相談役の森氏に退任後も社用車や執務室提供」『朝日新聞デジタル』二〇一〇年六月二六日付 (https://digital.asahi.com/articles/ASN6V0FW4N6SPLFA00L.html?iref=pc_ss_date) (二〇一〇年七月二六日最終確認)。

(97) 二〇〇八年には、『週刊現代』二〇〇八年三月二九日号、二〇〇八年四月五日号に、「関西電力高浜原発『町長暗殺指令』」というタイトルで、高浜発電所の幹部が今井理一・高浜町長の殺害を計画し、警備業者に実行を命じたとする衝撃的な記事が二回にわたって掲載された。しかも一回目はトップ記事であった。だが、関電はまったく反応を示さず、他のメディアでも取り上げられることはなかった。齊藤真、前掲書、一八六―二〇〇、二二二―二四、二二六―二二七、二三八頁。

(98) 西日本出版社の内山正之は、「福島原発事故の前とあとで、報道がフリーハンドになっていると言えらると思うんですね。それまでは、東電さんに気を遣わないと、というのがメディア側に明らかにありましたよね」と述べ、フリーアナウンサーの山本浩之も、「確かに民放はスポンサーがあるのでマスコミはこぞって、原発は推進、もしくは容認というスタンスでしたね。でも、対関西電力という点では、原発事故以来、なくなっていますね」と語っている。もともと内山は「確かに東電関連は報道しやすくなっていると思うんです。あるいは日本全体で原発を考える場合とか。でも地方原発はどうなのかな？ っていうのがあって」、「福島以降、出版界でも原発関連の出版が増えて、東電の本は出してもいい、という

空気を感ずるんですね。でも、出版社の多くが東京にあるということもありますが、地方原発についてはあまり本が出ていない」とも述べている。矢野宏・高橋宏（二〇一四）『関西電力と原発』西日本出版社、一〇八一—一〇九、二五五—二五六頁。

(99) 『朝日新聞』二〇一九年一〇月一日付朝刊、同二〇一九年一月二六日付朝刊。

(100) 『朝日新聞』二〇一九年一月二六日付朝刊。

(101) 寺澤有（二〇一一）『電力会社は警察の優良天下り先』『別冊宝島一七九六 原発の深い闇』宝島社、一一八—一二三頁。

(102) 斎藤真（二〇一一）『関西電力高浜原発、プルサーマル反対派町長』『別冊宝島一七九六 原発の深い闇』宝島社、一一二—一二七頁。

(103) 矢野宏・高橋宏、前掲書、一二六—一二八頁。

(104) 齊藤真、前掲書、二二九—二三八頁。

(105) 郷原信郎「関電経営トップ『居座り』と『関西検察OB』との深い関係」YAHOO! JAPAN ニュース（二〇一九年一〇月七日）(<https://news.yahoo.co.jp/byline/goharanobuo/20191007-00145654/>)（二〇二〇年五月一八日最終確認）。

(106) 矢野宏・高橋宏、前掲書、一〇八一—一〇九頁。

(107) 郷原信郎、前掲記事。

(108) 郷原信郎「関電金品受領問題は『戦後最大の経済犯罪』～原発事業をめぐる『闇』の解明が不可欠」YAHOO! JAPAN ニュース（二〇二〇年三月一九日）(<https://news.yahoo.co.jp/byline/goharanobuo/20200319-00168613/>)（二〇二〇年五月一八日最終確認）。

(109) 朝日新聞の室矢英樹も、「今回の不祥事は、原発の本質を突いた問題と考える」、「電力会社は潜在的に抱える危険性を抑え込んで、安全で環境にも良いと造り、動かしてきた。高浜町の野瀬豊町長は『原発は本来、ウェルカムな（歓迎すべき）施設ではない』と言う」、「関電から高浜町への巨額の寄付金提供、元助役の関連会社への便宜、不透明な金品のやりとりは、そうでもしないと造れない、動かせない原発の『ひずみ』が表れたものだ」と論じている。『朝日新聞』二〇一九年一月八日付夕刊。